

ソフト事業

○オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進

令和8年度予算額：
10,000百万円の内数

概要

- 一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。
- インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。
- 本事業では、各地域が抱える課題に対して、地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する

事業イメージ

主な補助内容例（想定）



事業内容

- 地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である**地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり**、各地域が現在直面している課題／今後抱える課題に**地域一体で行う様々な取組※1を面的・総合的に支援する**。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。※1 調査・実証に係る取組を含む
- 特に、ソフト的・対症療法的な対策のみならず、中長期的な視点から**安定的・持続的に支援できるよう、複数年にわたる取組についても支援することとする**。また、**検討段階から観光庁・地方運輸局が伴走支援を行い**、地域の方々の理解の下、**より実効性のある対策の加速化を図っていく**。

支援類型等

	地域一体型	一般型
類型概要	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）が中心となって、地域の多様な観光関連事業者等と連携しながら、実情に応じた面的な受入環境整備を行う類型	多様な観光関連事業者が、各地域が抱える観光課題に対応すべく、一又は複数の者が連携しながら、実情に応じた受入環境整備を行う類型
申請主体	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等
補助対象者	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等	
補助上限額 補助率	2億円 2 / 3 以内	5,000万円 1 / 2 以内
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時点において、申請主体を含む地域の関係者により構成される協議の場を設けておくこと ● 当該協議の場における議論について、地域住民の意見を取り込める方法を取り入れておくこと ● 申請主体が登録観光地域づくり法（DMO）である場合には、関係する地方公共団体と連携すること 	申請主体が地方公共団体以外の者である場合には、関係する地方公共団体との連携が必要（連携を証する書類を提出すること）

支援内容（補助率等）

補助率 2 / 3（補助上限額：2億円）、1 / 2（補助上限額：0.5億円）

対象者

地方自治体、登録DMO、民間事業者等

支援手続スケジュール

公募開始：令和8年2月25日（水）

計画申請受付締切：令和8年5月29日（金）12：00【締切厳守】

※2次公募については、実施時期についてHPで更新予定

詳細は観光庁HP（https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00057.html）を参照

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972

○観光需要分散のための 地域観光資源のコンテンツ化促進事業

令和7年度補正予算額：
4900百万円

概要

持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援。

事業イメージ



文化資源の活用（伝統工芸）



地域の伝統行事活用

対象者

地方公共団体、
DMO、民間事業者等

対象事業

①「新創出型」

地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業

②「分野特化型（ガストロノミー）」

ガストロノミー・ツーリズムの分野でインバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業

③「品質向上型」

より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存の観光コンテンツの改善等に取り組もうとする事業

支援内容

- ① 400万円まで定額、
400万円を超える部分は事業費
2,100万円まで補助率1/2（最
低事業費 600万円）
- ② 400万円まで定額、
400万円を超える部分は事業費
2,500万円まで補助率1/2（最
低事業費 600万円）
- ③ 800万円まで定額、
800万円を超える部分は事業費
4,200万円まで補助率1/2（最
低事業費 1,200万円）

支援手続スケジュール（予定）

一次公募

令和8年2月27日～4月2日

令和8年5月下旬

令和8年6月中旬～7月目途

事業者公募【済】

採択公表予定

交付決定予定

二次公募（①新創出型のみ）

令和8年5月29日～6月18日

令和8年8月上旬

令和8年9月上旬～10月目途

事業者公募

採択公表予定

交付決定予定

参考資料

持続可能な地方誘客の促進に資する観光コンテンツ造成に向け、各種ナレッジ集等を掲載しています。

サステナブルツーリズム 事例集URL：
https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/sustainable.html



ガストロノミーツーリズム 実践ガイドURL：
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaikufu/shohikakudai/shokuzai/gastronomy.html



観光コンテンツ事業者の収益性改善
ナレッジ集URL：
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_00022.html



【連絡先】国土交通省観光庁観光資源課

TEL : 03 - 5253 - 8924 (直通)

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

令和8年度予算額：
1,300百万円

概要

訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

事業イメージ

国際競争力の高いスノーリゾートの姿

○快適性・満足度の高い Gondola・リフト



快適性の高い
ゴンドラ

○高機能な降雪機の導入による明確な営業期間



高機能な降雪機

○地域の観光資源も活かした
スキー以外の「非日常体験」

「自然」・「食」・「文化」等を活かし、
日本ならではのアフタースキー・グリーン
シーズンのコンテンツを創出。

国際水準のスケール
世界に誇る雪質

ベースタウン

観光地としても魅力ある滞在環境

○長期滞在客の利便性向上

○ストレスフリーな旅行環境

(例：エリア一帯での共通リフト券
(ICゲート)、利用しやすい二次交
通、上質な休憩施設(レストハウ
ス・トイレ)、案内板の多言語表記、
Wi-Fi整備、事前決済・キャッシュレ
ス対応、ガイド等)



多言語自動発券機

対象者

補助対象：国→民間事業者→DMO、民間事業者等

対象事業

- ・スキー場インフラの整備
 - 索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去・新設
※既存ゲレンデ内にあつては、高付加価値化に資するものに限る。
 - 搬器の更新（機能向上分） —スノーエスカレーターの導入
 - 高機能な降雪機の導入 —ICゲートシステムの導入
 - レストハウス等の改修・撤去 —リフト乗車補助具の導入
- ・スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成
- ・受入環境整備（多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス、スキーヤー向け設備、DX対応等）
- ・外国人対応可能なインストラクターの確保
- ・二次交通の確保（スキー場間の周遊のためのバス運行等の実証実験）
- ・情報発信（プロモーション素材の作成等） 等

支援内容

事業形態：間接補助事業（補助率 1/2）

（※補助上限：スキー場インフラの整備について、個別事業1件につき3億円。ただし、ICゲートシステムの導入については、スキー場1か所につき1,200万円。）

支援手続スケジュール（予定）

令和8年度地域公募：令和8年3月23日～5月15日

交付時期：未定

※なお、二次募集の予定なし

備考

事業概要

https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo04_00047.html

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光庁観光地域振興課 TEL 03-5253-8328

○質の高い消費と投資を呼び込むための
デジタルノマド誘客促進事業

令和8年度予算額：
100百万円

概要

令和6年3月に日本でもデジタルノマド向けの在留資格制度が創設され、今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が見込まれる。

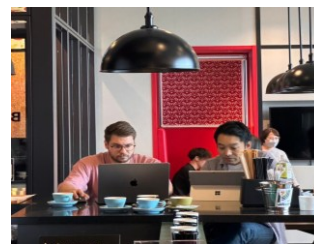
デジタルノマドは、長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さに加え、実業家等も含むビジネスインバウンドであり、対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出も期待される存在のため、デジタルノマドの特性やニーズに即した受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。

事業イメージ

①調査事業

デジタルノマドの誘客に先進的に取り組む以下のようなモデル事例を選定し、デジタルノマドの志向・特性に応じた取組を総合的に実施

- ・東京/大阪×地方の二地域連携による周遊の仕組み化
- ・高収入層デジタルノマドを対象とした受入戦略の高度化
- ・観光ビザの滞在期間(90日)を超える長期滞在促進に向けた環境・体制の整備
- ・企業に属するデジタルノマドを対象とした新たな誘致スキームの構築
- ・上記に比肩する先進的な取組(誘客手法や経済効果)



リモートワークでの長期滞在

②補助事業

デジタルノマド受入れに必要な環境・体制整備を支援
(施設改修・整備、設備導入・物品購入等)



コワーキングスペース等の整備

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

①調査事業

実証期間中に先進的な取組要素を含む以下の取組を行うこと

- ・デジタルノマドの継続的な受入れに向けた体制の構築・誘客戦略の策定
- ・デジタルノマドの継続的な受入れのための受入環境整備
- ・デジタルノマド向けの滞在プログラムの造成
- ・誘客プロモーション・ネットワークづくり
- ・効果検証・フォローアップ

②補助事業

ソフト・ハードの両面で以下の補助対象メニューに該当する経費の一部を補助

- ・受入環境整備の実施に向けた戦略の策定等に係る費用
- ・デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等に係る費用
- ・デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等に係る費用
- ・デジタルノマドの受入に必要な滞在プログラム造成・効果検証等に係る費用
- ・デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等に係る費用
- ・本事業の効果検証、課題分析等に係る費用

支援内容

①調査事業：上限1,500万円

②補助事業：上限700万円、補助率は1/2以内

昨年度からの変更のポイント

①調査事業：より先進的な取組を重視

上限1,200万円から上限1,500万円に変更

②補助事業：上限500万円から上限700万円に変更

支援手続スケジュール（予定）

①調査事業

令和8年3月5日～令和8年4月14日 地域公募

// 5月下旬 採択案件公表（予定）

// 6月中旬～令和9年1月末 事業実施（予定）

②補助事業

令和8年3月25日～令和8年4月30日 地域公募

// 6月中旬 採択案件公表（予定）

// 6月末 交付決定通知（予定）

// 6月末～令和9年2月末 事業実施（予定）

参考資料

実際の誘客事例をまとめたナレッジ集や、デジタルノマドの特性等を分析した調査報告書を掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/digitalnomad.html



【連絡先】国土交通省観光庁観光資源課

TEL：03-5253-8924（直通）

補正

○「第2のふるさとづくりプロジェクト」個人版第2のふるさとづくりモデル

令和7年度補正予算
額：300百万円

概要

- 過去4年間、地域との関係性の構築、滞在や移動環境の整備などにより、継続的かつ多頻度の来訪を促すプログラムを造成し、**来訪者を関係人口化する取組**を推進。
- これまでの4ヶ年の取組を通して継続的な来訪を促すプログラムモデルは構築できたものの、今後においては**地域への波及効果の検証**や、自発的な来訪、事業の**持続可能性の向上**を目的とする。

来訪者のニーズに沿った
体験プログラムの提供

事業イメージ

継続的かつ多頻度での来訪の仕掛けづくりや来訪の創出

- ターゲット層のニーズを踏まえ、地域と関わるきっかけを創出するとともに、初回来訪後も継続して地域を訪れる仕組みとなるプログラムの造成を行う。あわせて、交流拠点の整備等、「第2のふるさとづくり」を推進するために有効な取組を実施する。

地域への波及効果の検証

- 地域内での消費・体験・交流等への関与を促し、これらを地域内において継続的に広げていく仕組みを構築するとともに、造成したプログラムの地域への波及効果について目標を設定し、その達成状況を検証する。

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

モデル実証事業（上限1,000万円、10件程度）

支援手続スケジュール（予定）

- 令和8年3月3日～4月10日：公募
- 令和8年5月中旬：採択決定
- 令和8年6月下旬以降：事業開始

備考

- 第2のふるさと概要ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/koku-naikoryu/kaitaku/dai2furusato/furusato.html



【連絡先】

国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）TEL 03-5253-8111

○「第2のふるさとづくりプロジェクト」企業版第2のふるさとづくりモデル

令和7年度補正予算
額：300百万円

概要

- 地域課題の解決や地方創生に関心の高い企業をターゲットとし、地域資源を活用した**企業ニーズ対応型の体験プログラム**を造成することで、**企業の反復継続的な地域来訪**を創出する。
- 企業と地域の**継続的な関係構築**を通じて、**関係人口の創出**を図るとともに、企業における**経営課題の解決**や**イノベーションの創出**等にも寄与する。



地域の生の課題に触れ、
地域と企業の強い結びつきを
構築するプログラムを造成。

事業イメージ

企業の反復継続的な来訪を促すしくみづくり

- 企業が自社のサービスやノウハウを活用して地域課題に継続的に関与・還元するとともに、協定締結や取組の発信、企業版ふるさと納税等を通じて、再来訪の有無にかかわらず持続的な関係人口として関わる仕組みを構築する。

持続可能な地域づくりに向けた受入環境整備

- 企業ニーズに対応した体験プログラムを造成するとともに、企業受入に必要な地域人材の確保・育成や、体験型プログラムの継続的な販売に向けた実施体制の構築及び販路の確保に取り組む。

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

モデル実証事業（上限1,000万円、10件程度）

支援手続スケジュール（予定）

令和8年3月3日～4月10日：公募

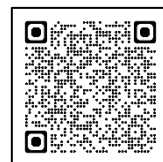
令和8年5月中旬：採択決定

令和8年6月下旬以降：事業開始

備考

- 第2のふるさと概要ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/kokunaikoryu/kaitaku/dai2furusato/furusato.html



【連絡先】

国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）TEL 03-5253-8111

○地域観光資源の多言語解説整備促進事業

令和8年度予算額：
500百万円

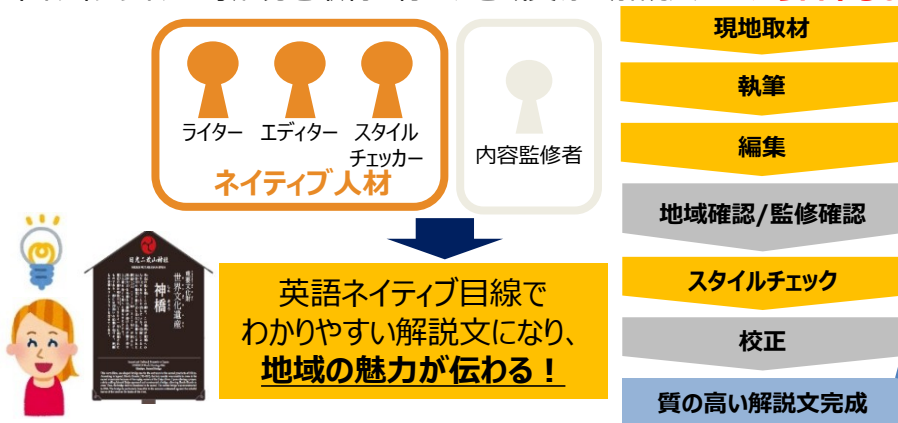
概要

世界遺産や国宝・重要文化財、国立公園等をはじめとする地域の様々な観光資源について、日本の背景情報に詳しくない外国人旅行者にもわかりやすく、地域の魅力が伝わるよう、単なる日本語の直訳ではなく、ネイティブ人材を活用して質の高い解説文を作成するとともに、そこから得られたノウハウ・知見を活かし、今後の解説文作成効率化や幅広い地域への技術展開を視野に、AI等を活用した解説文作成手法の検討・検証を行い、地域における多言語解説の整備を促進する。

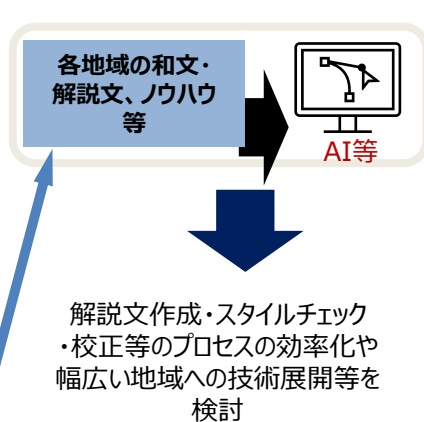
事業イメージ

訪日外国人に魅力が伝わる多言語解説文 作成

ネイティブライター等が現地取材を行い、地域資源の解説文を **1から書下ろし**



AI等の解説文作成技術展開・効率化手法の検討・検証



対象者

複数の個人・団体等で構成された地域協議会。但し以下のように、個人や一団体であっても、地域内の回遊性を高める面的な整備が可能な場合は、単独での申請も可能。

- 観光資源を所有又は管理する個人・団体等
- 多言語解説整備を行う地域の自治体、観光地域づくり法人（DMO）及び観光協会など旅行者の誘致に関して観光戦略の仕組み作り、実行ができる組織

対象事業

観光資源の多言語解説整備に関する支援を、全国25地域程度で実施することを想定。これらの地域に対して、専門人材を派遣し、英語ネイティブの目線で旅行者にとってわかりやすく魅力的な多言語解説文の作成等を実施。

募集する事業は、次の全ての条件を満たすものとする。

- ①目指すべき観光地像と地域づくりの方向性を示した上で、地域における多言語解説整備に関する現状や課題、及び本事業を実施することによる目的を明示すること。
- ②事業全体のスケジュールに沿って進めることが可能な事業計画であること。なお、事業計画には専門人材による整備対象の取材時の受入体制等を含めること。
- ③事業実施後に、作成した解説文を情報発信媒体に整備（掲載）することを前提とした事業計画であること。
- ④国立公園に関する内容については、各国立公園管理事務所に相談の上で申請を行っていること。

支援内容

本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものです。解説文の作成に当たっては、事業計画に基づき、国が直接執行します。

事業実施者が行う解説文作成に必要な経費については、国が1地域あたり500万円～1,000万円（※）を目安として、予算の範囲内で負担します。なお、本事業において国負担で実施することができる費用は、解説文の作成に係る費用のみとし、解説文完成後の情報発信媒体の整備（掲載）に係る費用については対象外とします。

※500～1,000万円で作成できる解説文点数の目安は、英語解説文1点あたり250Wordの場合、23～45解説文の作成が可能です。

支援手続スケジュール（予定）

令和8年2月24日～3月19日：令和8年度地域公募

令和8年4月28日：採択結果公表

令和8年5月～1月頃：各地域における解説文の作成

参考資料

作成した全ての解説文及び解説文作成のポイント等について、観光庁ホームページで公開。公開中の解説文を改変せずに使う場合はどなたでも活用可能。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html



【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL 03-5253-8925

○地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

令和8年度予算額：
4,000百万円

概要

地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援

事業イメージ



①地域資源を活用した観光まちづくりの推進

歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援

②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備

街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等

③地域資源の観光活用に係る調査

地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

支援内容

- ①間接補助事業（1/2、最大2億円）
 - ②直接補助事業及び間接補助事業
1/2（※1と※2については10/10、最大1000万円）
 - ③調査事業（10/10最大1000万円）
- ※②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等
（②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る）

昨年度からの変更のポイント

今年度からは歴史的資源に限られず、歴史・食・自然・文化といった地域資源を活用した観光まちづくりを推進する。

支援手続スケジュール（予定）

- ①・③令和8年3月9日（調査事業）、3月12日（補助事業）：公募開始
令和8年4月22日：公募締切
令和8年6月：採択発表
- ②令和7年6月頃：概算要望調査
令和8年1月頃：本要望調査
令和8年4月頃：交付決定

参考資料

「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業」を通じて得られた知見を「ナレッジ集」として掲載しております。

歴史的資源を活用した
観光まちづくり
推進事業 ナレッジ集



【連絡先】

- ①・③ 国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8925
- ② 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8954

○地方部における観光コンテンツとローカルガイド人材の
一体的な質的向上事業

令和7年度補正予算額：
4,900百万円の内数

概要

- 地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的な取組を支援。
- 職業としてのローカルガイドの確立や持続的なビジネスモデルの確立、持続可能な観光地域づくり等の観点から、長期的な事業効果も重要であり、地域において、観光コンテンツの商流も踏まえつつ、継続的な観光コンテンツの販売とローカルガイド人材の活躍の場の創出に向けた取組を推進。

※ローカルガイド：特定の地域において、地域資源を活かした体験型の観光コンテンツの体験価値向上のため、当該地域に精通して地域の魅力を伝えるガイドを行う者。主に訪日外国人旅行者を対象として有償でガイド行為を行う者を対象とする。専業・副業、全国・地域通訳案内士の資格の有無を問わない。

※「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」令和6年度とりまとめを踏まえて実施。



事業イメージ

観光資源・人材・商流等の調査・現状整理

観光コンテンツ

- ・観光コンテンツの造成・磨き上げ
- ・ガイドの評価制度・報酬体系の構築

ローカルガイド人材

- ・観光コンテンツに応じたスキル・研修設計
- ・供給可能なガイドの可視化

総合的・戦略的な取組

ローカルガイド人材の質の向上
(報酬向上・就労環境整備・ロールモデル化)

体験コンテンツの質の向上・充実
(満足度・消費単価向上)

対象者

地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター又はOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等



ローカルガイド人材の持続的な確保・育成

支援内容

観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給のために必要な取組について、モデル地域を選定のうえ実証・調査を行い、知見を整理。

(地域において想定される取組内容)

- ・観光コンテンツに応じたスキル・研修設計
- ・ガイドの評価制度・報酬へ反映する体系の構築
- ・供給可能なガイドの可視化、コンテンツとガイドのマッチングシステムの検証等
- ・実践的研修の実施 等

(モデル地域の実施主体) 民間事業者、DMO、地方公共団体等

※ 1地域あたり1,500万円×15地域程度を想定

昨年度からの変更のポイント

地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、ローカルガイド人材の実態や地域の目指すべき姿に照らし、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター又はOTA等）等の関係者が一体となり、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的に取り組む事業とし、特に求める取組は下記のとおりとした。

【特に求める取組】

- ① インバウムの需要が一定ある地域又はガイドとなるポテンシャル人材が豊富な地域
 - ・複数事業者や地方公共団体等と連携した地域のルールづくりや品質担保
 - ・エントリーモデルからのステップアップ（エントリーモデルとカスタムツアーなどレベルの異なる観光コンテンツの組合せによる育成やキャリア形成を含む）
 - ・ローカルガイド人材と観光コンテンツの持続的なマッチングや供給の可視化、就労先の確保
- ② インバウムの需要が少ない地域又はガイドとなるポテンシャル人材に限られる地域
 - ・市場性が低い、又はエントリーモデルに依りがたい等の制約のもとでも、ローカルガイド人材を育成するとともに、育成したガイドの観光コンテンツでの稼働機会を担保する取組

支援手続スケジュール

令和8年3月30日～令和8年4月28日	地域公募
〃 6月中旬	採択案件公表（予定）
〃 6月下旬～令和9年2月上旬	事業実施（予定）



参考資料

地域一体となって取り組む「人材確保」「人材育成」「継続的に活躍できる仕組みづくり」等について、好事例や取組のポイントを事例集として整理しております。

https://www.mlit.go.jp/kankoch/jirei_shien/local_guide.html

ローカルガイド事例集



【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL 03-5253-8925 (直通)

○万博レガシー事業

令和8年度予算額：
250百万円

概要

○大阪・関西万博（以下「万博」という。）は、令和7年4月から半年間の会期中に約2,558万人が来場した（うち外国人来場者数は推計で全体の約6%の約156万人）。来場者の万博での体験に対する高い満足度も認められ、万博テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に基づき展示した最先端技術は注目を集め、来場者、出展者、参加各国間の新たな交流機会の創出にも寄与した。

○万博を契機に得られた、世界から日本への関心、来場者の体験・学び、出展者や参加各国間の新たなネットワーク等の全てが重要なレガシー（遺産）であり、万博を通じて形成された関西地域の連携体制も生かしながら、これらのレガシーを観光分野においても継続活用することにより、旅行者の地域周遊・長期滞在といった観光需要の地方分散につなげるための取組を推進することが重要。

事業イメージ

混雑地域から地方へ分散させる周遊ツアー造成



対象者

- ・登録DMO
- ・地方公共団体
- ・民間事業者

支援内容（補助率等）

①万博により得られた『関西』の観光地としてのブランド認知を確たるものとし、大阪や京都に集中している観光客を関西エリア全域に分散させる取組の支援

- ・万博に関連する関西エリア周遊ツアー造成、国内外OTAへの掲載、商談会への参加 等

②多様な万博レガシーを活用した観光需要創出に資する取組の支援

- ・万博出展者と万博参加国による交流機会の創出、促進
- ・万博出展企業による、企業訪問を伴う学びプログラム等の造成
- ・万博出展者の技術やサービス等を継続して国内外へ紹介するための受入環境整備
- ・OTAサイト等への掲載

【補助率】

事業費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

【一般公募】

令和8年5月13日：公募開始

令和8年6月3日：公募締切

令和8年7月上旬：交付決定予定

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光庁観光地域振興課 TEL 03-5253-8327

○ブルーツーリズム推進支援事業

令和8年度予算額：
166百万円

概要

ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。

※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

事業イメージ

海水浴場等の受入環境整備

トイレ棟の改修、案内看板の設置等、海水浴場等におけるバリアフリー設備等の導入・整備を支援。



バリアフリー設備の導入

海の魅力を体験できるコンテンツの充実

モニターツアーや商談会の実施等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げを支援。



SUP体験コンテンツ造成

海にフォーカスしたプロモーション

旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。



旅行博におけるPR

ビーチ等を対象とした環境認証の取得

ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。



ブルーフラッグ環境教育

主な海水浴場・海岸
(令和4～7年度支援地域)



対象者

岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会及び登録DMO

対象事業

観光庁の認定を受けたブルーツーリズム推進計画において記載された以下の取組を支援

- ① 海水浴場等の受入環境整備
- ② 海の魅力を体験できるコンテンツの充実
- ③ 海にフォーカスしたプロモーション
- ④ ブルーフラッグ認証の取得に向けた取組

※海の魅力を高める取組には、海に入らないコンテンツも対象とする。

支援内容

- ・事業形態：直接補助事業（補助率8/10）
- ・上限額：総事業費は、3,000万円を上限の目安とする。
ただし、取組のうち海水浴場等の受入環境整備における施設・設備の改修を含む場合は、5,000万円を上限の目安とする。
※海にフォーカスしたプロモーションに係る経費は、総事業費に比して5割未満とする。

支援手続スケジュール（予定）

令和8年3月11日～4月20日：令和8年度公募
令和8年6月：交付決定予定

※二次公募の有無：未定

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課
TEL 03-5253-8111

○DMO総合支援事業

令和8年度予算額：
2,000百万円

概要

観光地域づくり法人（DMO）が観光分野における地域の“司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。

事業イメージ

①【DMOの体制整備・機能強化事業】

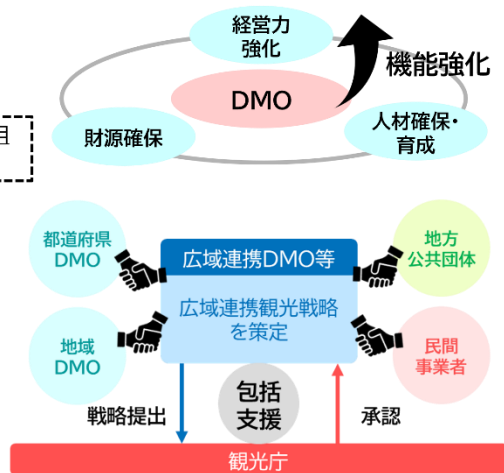
観光地域づくりの司令塔となるDMOが行う以下の取組に係る費用を支援。

- a. 外部専門人材の登用
- b. 中核人材の確保及び育成に資する取組
- c. 安定的な財源・人材の育成に資する取組
- d. 業務DXの取組

②【広域連携観光促進事業】

地方公共団体、都道府県DMO・地域DMO、民間事業者と連携し広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組を支援。

- a. 調査・戦略策定
- b. 滞在コンテンツの企画開発
- c. 受入環境整備
- d. 旅行商品流通環境整備
- e. 情報発信・プロモーション



対象者

①【DMOの体制整備・機能強化事業】・②【広域連携観光促進事業】共通

（※国→民間事業者（事務局））→登録DMO、地方公共団体等（間接補助事業）

対象事業

①【DMOの体制整備・機能強化事業】

観光資源の所有者、宿泊事業者、アクティビティ等の事業者、旅行会社、交通事業者等のディスティネーションの関係者を体制に含み、「安定的かつ自立的な経営の確保」が行われている登録DMOが体制整備・機能強化のために行う以下のa～dの4つの取組を支援。

- a. 外部専門人材の登用
- b. 中核人材の確保及び育成に資する取組
- c. 安定的な財源・人材の育成に資する取組
- d. 業務DXの取組

②【広域連携観光促進事業】

地方公共団体、都道府県DMO・地域DMO、民間事業者と連携し
広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組を支援。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| a. 調査・戦略策定 | b. 滞在コンテンツの企画開発 |
| c. 受入環境整備 | d. 旅行商品流通環境整備 |
| e. 情報発信・プロモーション | |

支援内容

①【DMOの体制整備・機能強化事業】

a : 上限1,500万円

b : 上限500万円

c : メニューごとに補助額が異なります。

・安定的な財源の確保及び人材の育成のための計画の策定 : 上限1,000万円

・宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入

に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催 : 上限200万円

d : 定率 1/2

②【広域連携観光促進事業】

a～e共通 : 定率 2/3

支援手続スケジュール（予定）

①【DMOの体制整備・機能強化事業】

令和8年4月30日～5月25日 : 公募期間

令和8年6月 : 採択DMO通知、交付決定予定

②【広域連携観光促進事業】

令和8年4月23日～5月13日 : 公募期間

令和8年6月 : 交付決定予定

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光庁観光地域振興課 TEL 03-5253-8328

○かわまちづくり支援制度

令和7年度補正予算額：
都市水環境整備5,319百万円の内数
社会資本整備総合交付金51,041百万円の内数

令和8年度予算額：
都市水環境整備24,957百万円の内数
社会資本整備総合交付金459,693百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となる事が可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



閑上地区かわまちづくり (名取川/名取市)

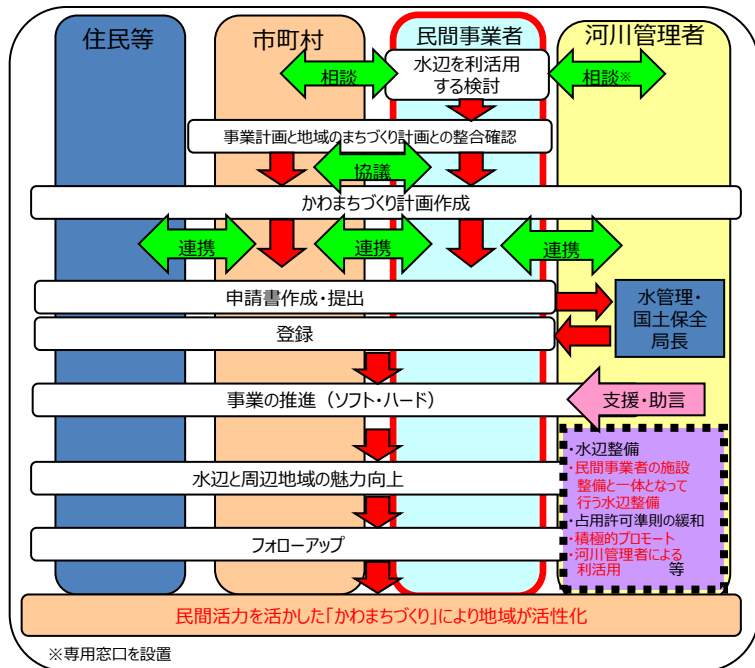


※完成イメージ

中津川市かわまちづくり (千旦林川/中津川市)

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体（推進主体）
市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が 次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る 必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

支援内容

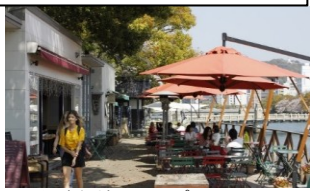
ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟連等での活用（道頓堀川／大阪市）



河岸緑地へのオープンカフェの設置（京橋川／広島市）

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営（信濃川／新潟市）



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備（木曾川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

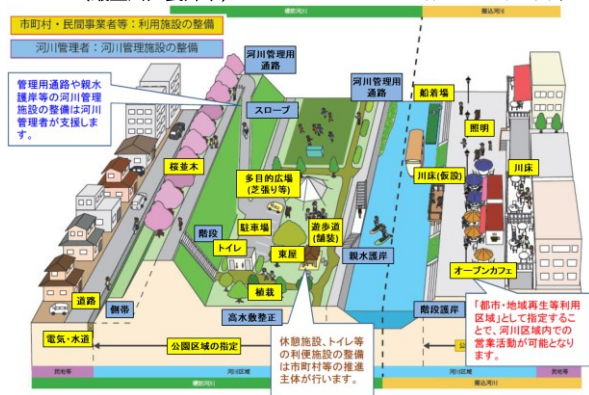
・治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理用通路や親水護岸等の施設整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の創出（最上川／長井市）



親水護岸の利用（新町川／徳島市）



支援手続スケジュール（予定）

- ① 推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
 - ② 水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
- ※登録は夏頃を予定

【連絡先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL: 03-5253-8447

かわまちづくりよろず相談窓口（略称『かわよろず』）

hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp
セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

継続

○ ガーデンツーリズムの推進
(庭園間交流連携促進計画登録制度)

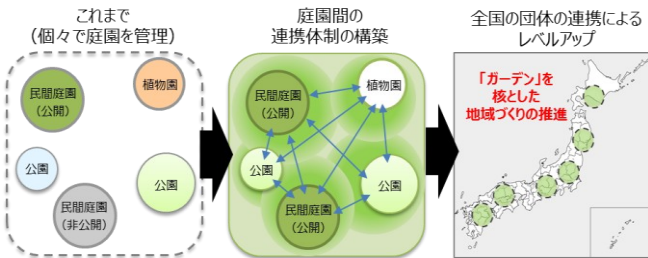
概要

複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。

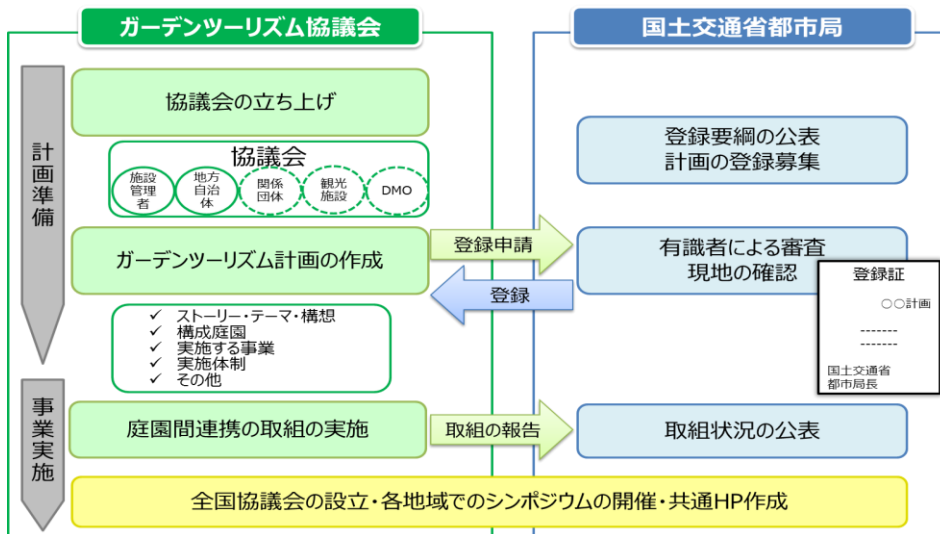
事業イメージ

◆ ガーデンツーリズム登録制度 (イメージ)

◆ ガーデンツーリズム登録制度の登録ロゴマーク



◆ ガーデンツーリズム登録制度の流れ



対象者

地方公共団体及び庭園等の管理者、その他関係者を構成員とする協議会

対象事業

庭園間交流連携促進計画の主な記載事項は以下のとおり。

- ① 計画の名称及び登録申請部門
- ② 計画のテーマ及び将来像 (ビジョン)
- ③ 計画を構成する庭園等
- ④ 実施する事業
- ⑤ 協議会の構成員及び事業実施体制
- ⑥ その他計画の実施にあたって必要な事項

登録された計画：19計画（令和8年4月現在）

第1回登録
北海道ガーデン街道
 北海道旭川市、富良野市、帯広市ほか

 真鍋庭園（帯広市）

第1回登録
ガーデンネックレス横浜
 神奈川県横浜市

 日本大通り（横浜市）

第1回登録 **富士・箱根・伊豆**
「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム
 神奈川県箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか

 沼津御用邸記念公園（沼津市）

第1回登録
にいがた庭園街道
 新潟県新潟市、村上市、新発田市ほか

 旧齋藤家別邸（新潟市）

第1回登録
アメイジングガーデン・浜名湖
 静岡県浜松市、湖西市、袋井市、掛川市

 はままつフラワーパーク（浜松市）

第1回登録
宮崎花旅365
 宮崎県宮崎市

 フローランテ宮崎（宮崎市）

第2回登録 **いばらきガーデン&オーチャードツーリズム**
 茨城県水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか

 借楽園公園（水戸市）

第2回登録
湘南邸園文化ツーリズム
 神奈川県小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか

 小田原邸園交流館 清閑亭（小田原市）

第3回登録
雪舟回廊
 岡山県総社市、鳥取県益田市、山口県山口市、広島県三原市ほか

 萬福寺庭園（益田市）

第3回登録
むさしの・ガーデン紀行
 三鷹市、調布市、小金井市ほか

 都立野川公園（三鷹市／調布市／小金井市）

第4回登録
みやぎ蔵王ハーモニー花回廊
 宮城県川崎町、柴田町、蔵王町ほか

 船岡城址公園（柴田郡柴田町）

第4回登録
花と暮らす恵庭の花めぐり※
 北海道恵庭市

 ガーデンギャラリー（恵庭市）

第5回登録
森の京都ガーデンツーリズム
 京都府亀岡市、南丹市、京丹波町ほか

 千手寺（亀岡市）

第5回登録
みよし野ガーデン里山探訪※
 埼玉県三芳町

 三富今昔村（三芳町）

第6回登録
花と湯の町 なかのじょう※
 群馬県吾妻郡中之条町

 中之条ガーデンズ（吾妻郡中之条町）

第6回登録
ローズマインドに出会う旅※
 広島県福山市

 ぼろ公園（福山市）

第7回登録
伊勢国お庭街道
 三重県桑名市、菟野町、鈴鹿市ほか

 北畠氏館跡庭園（津市）

第7回登録
花でつながる北関東花回廊
 茨城県ひたちなか市、栃木県芳賀郡、群馬県館林市ほか

 あしかがフラワーパーク（足利市）

第8回登録
愛知サムライガーデン
 愛知県名古屋市長久市、豊橋市、岡崎市ほか

 徳川園（名古屋市長久市）

※恵庭・みよし野・なかのじょう・福山が「探訪部門」、その他は「周遊部門」

第8回登録：令和8年6月登録予定

支援内容

- 国土交通省HP等において、各登録協議会に関する情報を国内外へ発信
- 全国都市緑化フェア等、緑に関する行催事と連携したPRを実施
- 先進事例の横展開を通じ、「ガーデン」を核の一つとした地域づくりを推進

全国都市緑化フェアとの連携



第7回登録証交付式



支援手続スケジュール（予定）

【第9回登録スケジュール】

令和8年 6月	庭園間交流連携促進計画の公募
7月頃	ガーデンツーリズム登録申請説明会
10月	全国会議の開催
冬頃	ガーデンツーリズム登録計画の決定
令和9年6月頃	登録証交付式

随時、ガーデンツーリズムの登録申請に関する相談等を受付。

【連絡先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 TEL:03-5253-8420
URL:https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_gardentourism.html

○クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

令和8年度予算額：
1,000百万円

概要

○我が国のクルーズの持続的な成長を目指すために、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。

事業イメージ

対象事業

①地方への更なる寄港促進

●クルーズ受入れに向けた安全性確認

(活用例)



航行安全調査検討
委員会の実施

・各港湾で新たなクルーズ船が寄港する際に必要な航行安全委員会を実施。



国際展示会への出展

・港湾や周辺観光情報を発信し、船社との関係構築やクルーズ船誘致をするために展示会へ出展

商談会の開催

・船社との継続的な関係性の構築や寄港地選定のセールスに繋がる商談会の開催

●クルーズの受入に係る住民理解の促進や旅客へのマナー啓発

(活用例)



クルーズセミナーの開催

・クルーズ船受入れに関する地元の関係者で、クルーズに関する基礎知識等の理解を深めるセミナーを開催。



ボランティアの育成

・クルーズ船寄港時の円滑な案内を行うためのボランティア・通訳を育成。



マナー啓発等看板作成

・マナー啓発及び作法等に関する多言語対応の大型バナースタンドを作成。

②地域経済効果の創出

●寄港地観光ツアー及び海上観光の造成・販路拡大

(活用例)



FAMツアー

・ツアーの造成に関するアドバイスを受け、ブラッシュアップするためのFAMツアーを実施



観光地誘導アプリ開発

・寄港地周辺の観光地への誘導を行うためのアプリの開発と効果の実証を実施

(株) One Bright KOBE提供
※画像はイメージになります

②地域経済効果の創出

●地場産品の消費スキームの構築

(活用例)



食材提供や販売先等の紹介・案内

- ・クルーズ船の乗客・乗組員に対して県産食材の提供や調理方法、販売先・生産者の紹介を実施。



ふ頭内での地元産品提供

- ・クルーズ船寄港時に、岸壁にて地元産品を販売するための企画検討・仕組み作りを実施。

③二次交通不足解消やクルーズ旅客の受入機能強化

●港湾周遊促進のための賑わい施設の整備

(活用例)



サイクリング施設等の整備

- ・二次交通利用のピークシフトを目的とした、寄港地周辺の周遊に繋がるモニュメントやベンチ、サイクリング施設の整備

●二次交通確保に向けた取組

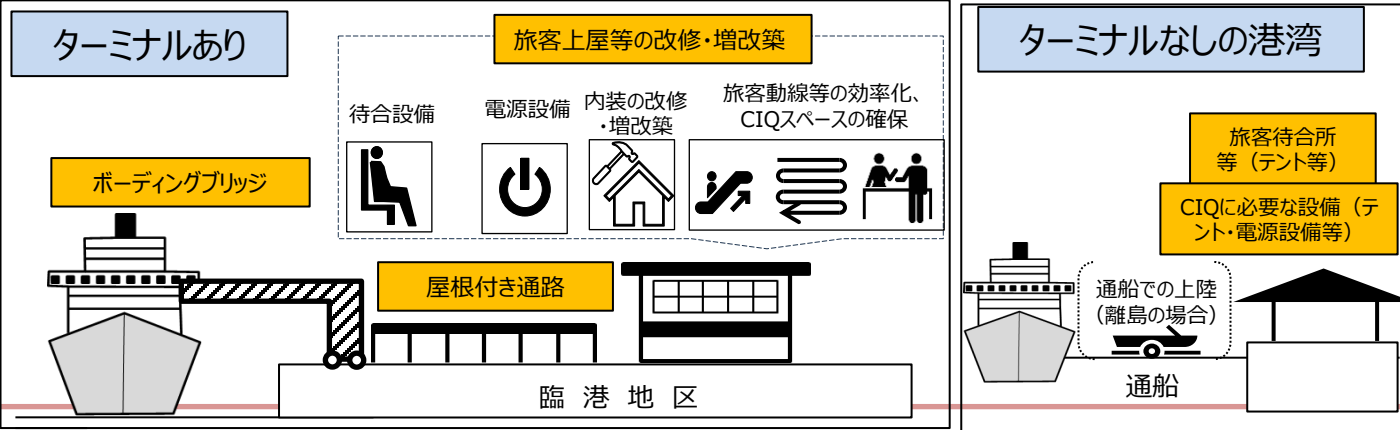
(活用例)



デジタルサイネージ等の導入

- ・二次交通へのスムーズな接続を可能とするための効果的な支払や効果的な誘導に必要な設備の導入

●クルーズ船受入れに伴う受入機能確保



④国内事業者のインバウンドの需要新規獲得と地方誘客の促進

●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

(活用例)



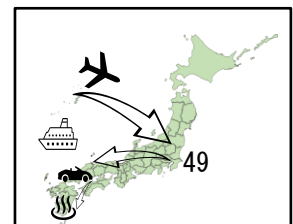
船内コンテンツの充実

- ・訪日外国人が楽しめる船内コンテンツの充実に向け、ニーズ調査や商品開発等を通じた継続的な提供スキーム構築に要する経費を支援。

●富裕層の獲得へ向けた「インバウンドの地方誘客につながる航路」利用促進新事業モデル開発

(活用例)

- ・地方寄港クルーズを活用し、飛行機で来日、短期のクルーズの後、陸上において観光・宿泊するフライ&クルーズ商品の造成に向けた新事業モデルの開発を支援。



④国内事業者のインバウンドの需要新規獲得と地方誘客の促進

●国内クルーズプロモーション

(活用例)

・地方誘客の促進を目的に、日本の国内クルーズの認知度向上及び利用拡大を図るプロモーションに係る取組を支援。



●外国旅行会社招聘によるFAMツアーの実施

(活用例)

・日本のクルーズ販売経験が乏しいターゲット国の旅行販売事業者に対し、販売スキル向上を目的とした体験乗船の実施を支援。



支援内容

予算の範囲内で各事業の1/2以内

対象者

・港湾管理者、地方公共団体、民間事業者（登録DMO及び候補DMOを含む）
クルーズ振興のための地域の協議会等

昨年度からの変更のポイント

- ・これまでは地元の伝統的な食事・文化・風土を体験できる観光や地元エキスパートの動向を伴う等の高付加価値ツアーの造成について支援していたが、造成したツアーの販路を拡大する取組についての支援を拡充した。
- ・クルーズ旅客が安全かつ円滑に乗下船するために必要な受入機能の整備に関する支援を新規に追加した。
- ・二次交通へのスムーズな接続に必要なキャッシュレス決済やデジタルサイネージの導入への支援を新規に追加した。
- ・インバウンドの地方誘客促進を目的として、ショートクルーズ等を活用した新事業モデルの開発支援を新規に追加した。
- ・海外市場における日本の国内クルーズの認知度向上に向け、国内クルーズプロモーションに係る支援及び外国旅行会社招聘によるFAMツアーの実施に係る支援を新規に追加した。

支援手続スケジュール（予定）

第1回公募

公募：令和8年3月23日～4月17日

審査：令和8年5月中旬頃

通知：令和8年6月下旬頃

第2回公募（予定）

公募：令和8年6月中旬頃

審査：令和8年7月下旬頃

通知：令和8年8月上旬頃

【連絡先】

国土交通省 港湾局産業港湾課クルーズ振興室 TEL:03-5253-8672

海事局外航課 TEL:03-5253-8620

海事局内航課 TEL:03-5253-8625

○地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度予算額：20,560百万円

概要

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通の「リ・デザイン」を引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移手段の確保・維持の取組を進める。

事業イメージ

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
- 『『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
- デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進



複数事業者による共同化

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移手段確保の後押し
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援
- 地域交通DX（COMmmmons等）による生産性等の向上
(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

対象者

交通事業者、地域における協議会又は地方公共団体 等

対象事業

- 地域公共交通確保維持事業
- 地域公共交通バリア解消促進等事業
- 地域公共交通調査等事業
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等
- 自動運転社会実装推進事業 等

※「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。 等

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業 …… 1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業 …… 事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業 …… 1/2等
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト……2/3等
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等 …… 1/2等
- 自動運転社会実装推進事業 …… 4/5 等

支援手続スケジュール

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

（公共交通政策）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

○街なみ環境整備事業

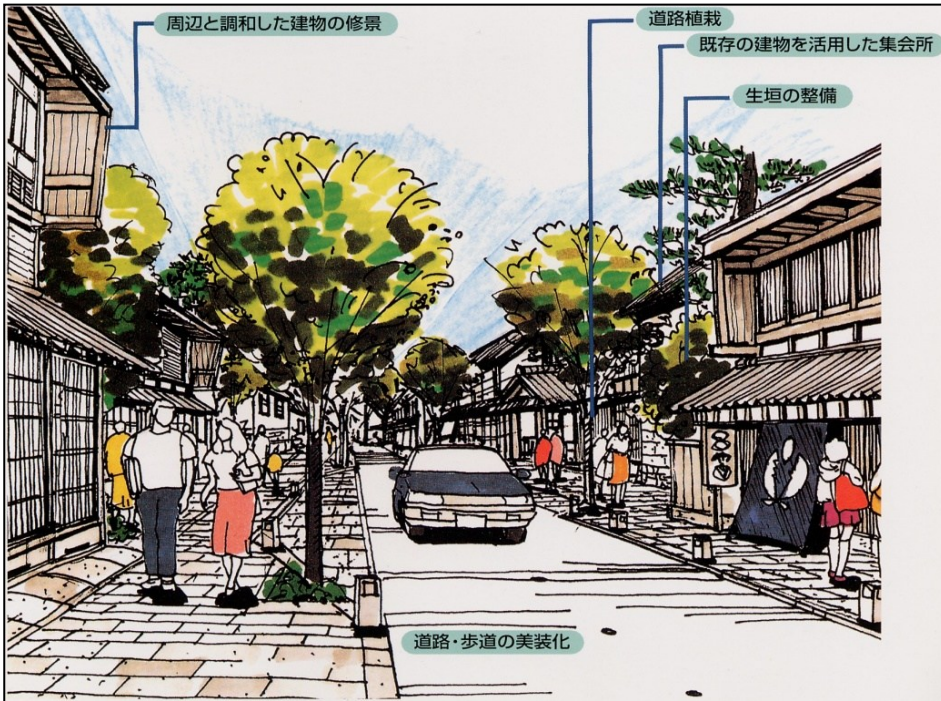
※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和8年度当初予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率：1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率：1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却 (交付率：1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用 (修理、移設、買取等)



(交付率：1/2、1/3)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

○離島活性化交付金

令和8年度予算額：
1,001百万円

概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業: 以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率: 都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※ 産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)
- ◆事業期間: 原則として3年以内
- ◆成果目標: あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - 雇用の創出のための戦略産品開発
 - 戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
 - 企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)
- ・定住誘引事業
 - U・I・Jターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
 - コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
 - ドローン、グリーンスローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - 買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
 - ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - 中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
 - ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進
 - 離島留学に関する支援(寄宿舎運営費・整備費等)、離島体験ツアー等
- ※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

対象者

都道府県、市町村(一部事務組合含む)、民間団体

対象事業

- 「定住促進」事業…雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び 戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など
- 「交流促進」事業…離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

- 補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
- ※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1 / 2 以内
 - ※ 特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10 以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3 倍を超えない額までとする。）
 - ※ 産業活性化事業における創業支援金は、
上限事業費600万円 / 1事業（地方自治体毎に3事業まで。）

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

備考

【連絡先】国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL: 03-5253-8421

○アイヌ政策推進交付金制度

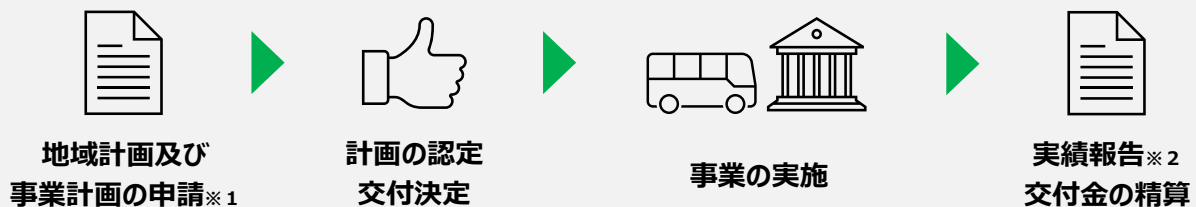
令和8年度予算額：
2,000百万円の内数

概要

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援

事業イメージ

スキーム



※1 申請にあたっては事業の実施についてアイヌの人々の理解や地域住民の協力が得られていることが必要

※2 実績報告は事業終了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出

地域計画に基づく事業例

① ガイド育成事業

アイヌ文化体験ツアーガイド等の育成



② バスツアー事業

国立アイヌ民族博物館などアイヌ文化関連施設を巡るバスツアー



③ 周遊ルート構築事業

アイヌ文化関連施設等を周遊する旅行商品の開発



④ ブランド化事業

アイヌ文化に関連した新たなブランド（商品）の開発・製造



⑤ 地域交流事業

アイヌの人々と歴史的なつながりのあった地域等の交流



⑥ 観光PR事業

物産展、WEBサイト等でのアイヌ文化による観光プロモーション



⑦ 企画展事業

伝統舞踊の披露や伝統工芸等を展示する企画展



⑧ 博物館等改修事業

博物館などアイヌ文化関連施設の整備・改修



対象者

アイヌ施策推進地域計画※を策定し、国の認定を受けた市町村

※アイヌ施策推進地域計画：アイヌ施策推進法第7条に基づき市町村が策定する、地域におけるアイヌ文化の保存・継承やアイヌの伝統や歴史に関する国民の理解促進等を目的とした、文化伝承や観光振興、産業振興事業に関する5カ年計画。

対象事業

アイヌ文化への理解に資する創意工夫を活かした観光振興※のために必要な次の事業

- ・アイヌ文化に関連した観光プロモーションの実施
- ・アイヌ文化に関連した観光振興のためのバス運営
- ・アイヌ文化に関連したブランド化の推進 等

※観光振興関連事業以外の対象事業には、文化振興事業（アイヌ文化の普及啓発、文化伝承者の育成、伝統的なアイヌ家屋の再生等）とコミュニティ活動支援事業（文化伝承等を行う場の整備、アイヌ高齢者との交流、アイヌの人々と海外先住民族との交流等）がある。

支援内容

交付金：事業費の8／10

市町村の負担部分については地方財政措置あり

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度 5月、9月、1月頃 市町村の地域計画等の申請受付
- 毎年度 4月、8月、11月頃 内閣総理大臣が交付決定

※スケジュールは変更になる可能性あり。

【連絡先】内閣府 大臣官房 アイヌ施策推進室
TEL：03-3580-1788

○地域再生制度

概要

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

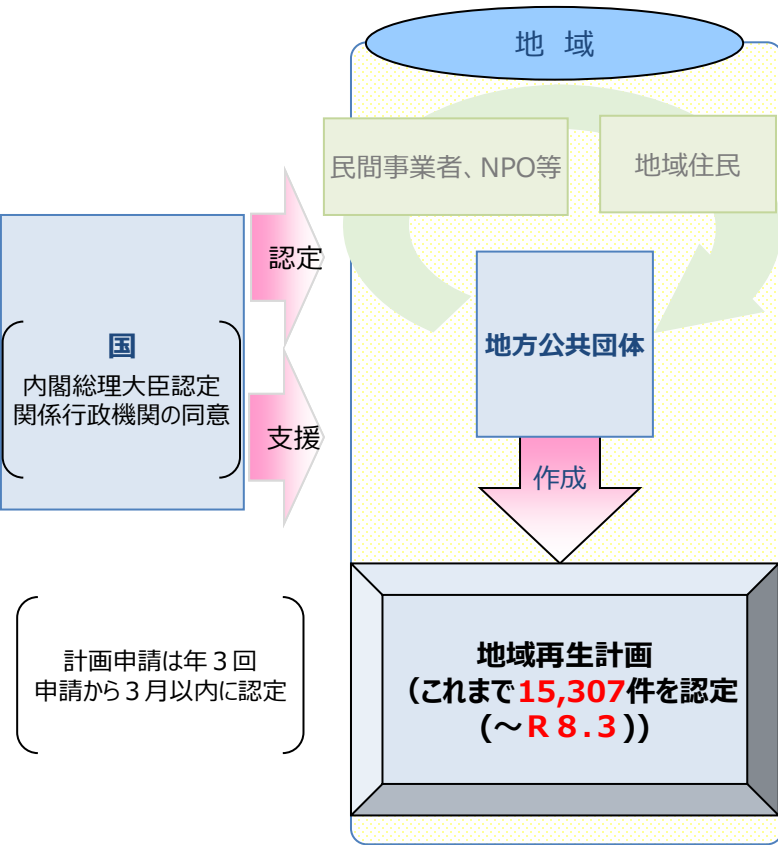
事業イメージ

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針**（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス

主な支援措置メニュー



- ① **地域未来交付金（地域未来推進型）（R7創設）**
（注）新しい地方経済生活環境創生交付金（ソフト事業／拠点整備事業／インフラ整備事業）（R6創設）等を新たに位置付けたもの。
- ② **企業版ふるさと納税**
（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ③ **地域再生支援利子補給金**（H20創設）
- ④ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正、R6改正）
- ⑤ **地域再生エリアマネジメント負担金**
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑥ **商店街活性化促進事業**（H30創設）
- ⑦ 「**小さな拠点**」の形成に係る手続・課税の特例
（地域再生土地利用計画）（H27創設）
（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑧ **生涯活躍のまち形成事業**（H28創設）
- ⑨ **地域住宅団地再生事業**（R1創設、R6改正）
- ⑩ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業**（R1創設）
- ⑪ **民間資金等活用公共施設等整備事業**
（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑫ **補助対象施設の有効活用**
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設）

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。
具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- ▶ 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
 - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策については、HPにて公表している。

▶ 詳細はこちら

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/02_260408_jimurenrak_u_attachment.pdf

▶ 観光地域づくりに資する施策例

- 地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度8月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○地域未来交付金

令和8年度予算額：
160,000百万円

概要

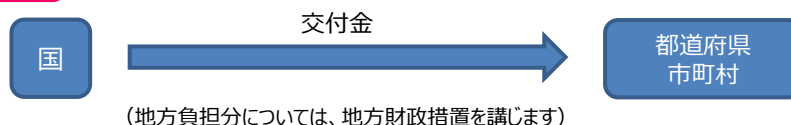
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。

事業イメージ

地域未来交付金について



対象者



対象事業・支援内容

● 地域未来推進型の概要

地域未来推進型の概要

- ▶ 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- ▶ 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。
※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等を有する事業を支援。
- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援
※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省市の交付率欄に従う)

(注1) 単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(注4) 広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、1リージョンあたり申請可能な事業数は最大5事業、交付上限額(国費)は最大10億円/年度。複数の広域リージョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リージョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大3事業までとする。

◆評価基準 (S～Dの5段階評価)

目指す将来像及び課題の設定	KPI設定の適切性
自立性	地域の多様な主体の参画

● デジタル実装型の概要

デジタル実装型の概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	<p>デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を実装計画期間(交付決定日から令和9年3月31日まで)に限り支援</p> <p>【TYPEA】地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援</p> <p>【TYPEV】デジタル公共財又は新興型デジタル公共財(※)を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する地方公共団体の取組を支援</p> <p>※デジタル公共財：デジタル庁が提供又は推奨するシステム又はサービス(データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイネープラットフォーム、公的個人認証(JPKI)、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部など)</p> <p>※新興型デジタル公共財：AIを高度に活用するサービスやマイナンバーカードを新しい用途で利用するシステム又はサービス、NFTなどブロックチェーン技術を用いたサービス</p> <p>【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援</p>
共通要件	<p>① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む</p> <p>② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立</p>
詳細	<p><対象事業(一例)></p> <p>【TYPE V】 県・全市町村による「まちづくりプラットフォーム(仮)」による安全・安心なまちづくり(防災、移住・移住支援など)</p> <p>【TYPE A】 地域アプリ オンライン診療 ドローン配送</p> <p>先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】</p> <p>デジタル行政改革特化型【TYPE S】 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援 国費：2.25億円 補助率：3/4 +標準仕様策定等支援</p> <p>デジタル公共財又は新興型デジタル公共財を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援 特に、都道府県が主導して域内の基礎自治体と広域で連携して取り組む事業等を優先的に支援 国費：4億円 補助率：2/3</p> <p>地域住民等利用推進型【TYPE A】 地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援 国費：1億円 補助率：1/2</p>
	(注) デジタル実装型においては、地方公共団体の業務効率化が主目的とみられる事業は対象外

【連絡先】

○ 地域未来推進型

内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416

○ デジタル実装型

内閣府地方創生推進室 TEL:03-6257-3889

継続

○地域の社会課題解決に資する起業者展開推進事業

令和8年度予算額：
18百万円

概要

■内閣府地方創生推進室では、地方の社会課題解決を促進するために、「地方での生活に必要な機能の提供」を行う担い手の起業促進や経営課題への対応力強化に向け、オンラインセミナーや現地勉強会の開催、ポータルサイト上での好事例等の情報発信を通じて支援している。

事業イメージ

＜社会課題や社会課題解決事業の例＞

地域資源の価値向上

地方での生活に必要な機能の提供

(社会課題)		
地場産業の振興 ①観光業	地場産業の振興 ②地域文化・伝統産業	地場産業の振興 ③農林水産業
買い物弱者への対応	耕作放棄地の活用	空き家増加に伴う治安悪化の改善
子育て支援ニーズの高まり・多様化への対応	地域住民間のつながり創出	ハンディキャップを持つ人々のニーズへの対応

(社会課題解決事業)

- 交通弱者向けの福祉タクシー
- 地域住民間のつながり創出のための施設運営
- デジタル技術を活用した農林水産業の生産性向上
- 地方の特産品や伝統文化を活用した観光体験の高付加価値化



- 他の人の起業分野・方法を知りたい
- 起業後の運営課題に事前に備えたい
- 自分のビジネスアイデアが市場で通用するのか確かめたい
- 活用できる制度を知りたい

オンラインセミナーや現地勉強会、ポータルサイトによる支援

- 社会課題の解決に取り組む具体事例
- 支援制度・窓口情報
- セミナー実施レポート

起業者・事業継続等に対する不安・懸念の解消

社会課題解決の担い手の起業促進・事業拡大等

社会課題の解決促進

対象者

- 「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手（予定者含む）及びその支援者

対象事業

- 地域内で不足している生活に必要な機能の提供を行うことにより社会課題の解決を目指す事業

支援内容

① オンラインセミナー

社会課題解決に関する事業の起業経験者、支援者等を講師として招き、起業や経営課題への対応力強化、既存事業の更なる発展等に資する情報を提供する。

② 現地勉強会

社会課題の解決に資する事業の担い手や地方自治体、金融機関といった支援者を対象に、講義やグループワーク、現地視察等を通じた社会課題の解決に向けた起業のノウハウを学ぶとともに、担い手と支援者のマッチングを図る。

③ ポータルサイト運営

好事例や支援メニュー等の掲載及び相談窓口を設置したポータルサイトを運営し、情報発信を行う。

スケジュール（予定）

オンラインセミナーは年4回、現地勉強会は年2回開催予定。
セミナーの開催や好事例の掲載等の情報はポータルサイトにてご確認ください。
(<https://chiikisyousya-network.go.jp/>)



▲現地勉強会

令和7年度第4回 内閣府主催
社会課題解決の担い手応援セミナー
～先輩起業家から学ぶ創業のリアル（座談会）～
2026年 3月10日（火）14:00～16:00@オンライン 参加費
無料

【本セミナーのポイント】

- ✓ 地元食材の魅力を発信し、受注製造で食品ロス削減にも取り組む株式会社菓te-riを展開する椎葉氏と、愛媛県で古民家を活かし、地元農産物の小ロットジャム製造で地域資源を循環させる「Grandpa's tree（グランパスツリー）」を展開する合同会社field doorsの山内氏の2名を講師にお迎えします。
- ✓ 起業の経緯や当時直面した困難とその乗り越え方など、創業に関するリアルなお話を座談会形式でお話いただきます。参加者からの質問も募集します！
- ✓ 移住・起業を予定している方が活用可能な支援制度も紹介します。
- ✓ **地域の社会課題解決に向けた起業を検討している方におすすめです！**

【講師紹介】

 <p>株式会社 菓te-ri 椎葉 昌史氏（宮崎県） 宮崎県椎葉村を拠点とする株式会社菓te-riを創業し、地元食材（椎葉産蜂蜜・宮崎バターなど）を活かした菓子作りを通じて地域の魅力発信に取り組む。受注製造による食品ロス削減にも積極的に取り組み、地域の資源の価値向上と社会課題解決を両立する事業を展開している。</p>	
 <p>合同会社 field doors 山内 麻美氏（愛媛県） 愛媛県西条市で合同会社field doorsを運営し、古民家を活用したジャム工房「Grandpa's tree（グランパスツリー）」を手がける。地元農産物を生かした小ロットのジャム製造・販売を行い、地域資源の活用や農家支援につながる事業を展開している。</p>	

▲オンラインセミナーチラシ（抜粋）

【連絡先】内閣府地方創生推進室 03-6257-1417（直通）

○ 中心市街地活性化制度

令和8年度予算額：
21百万円

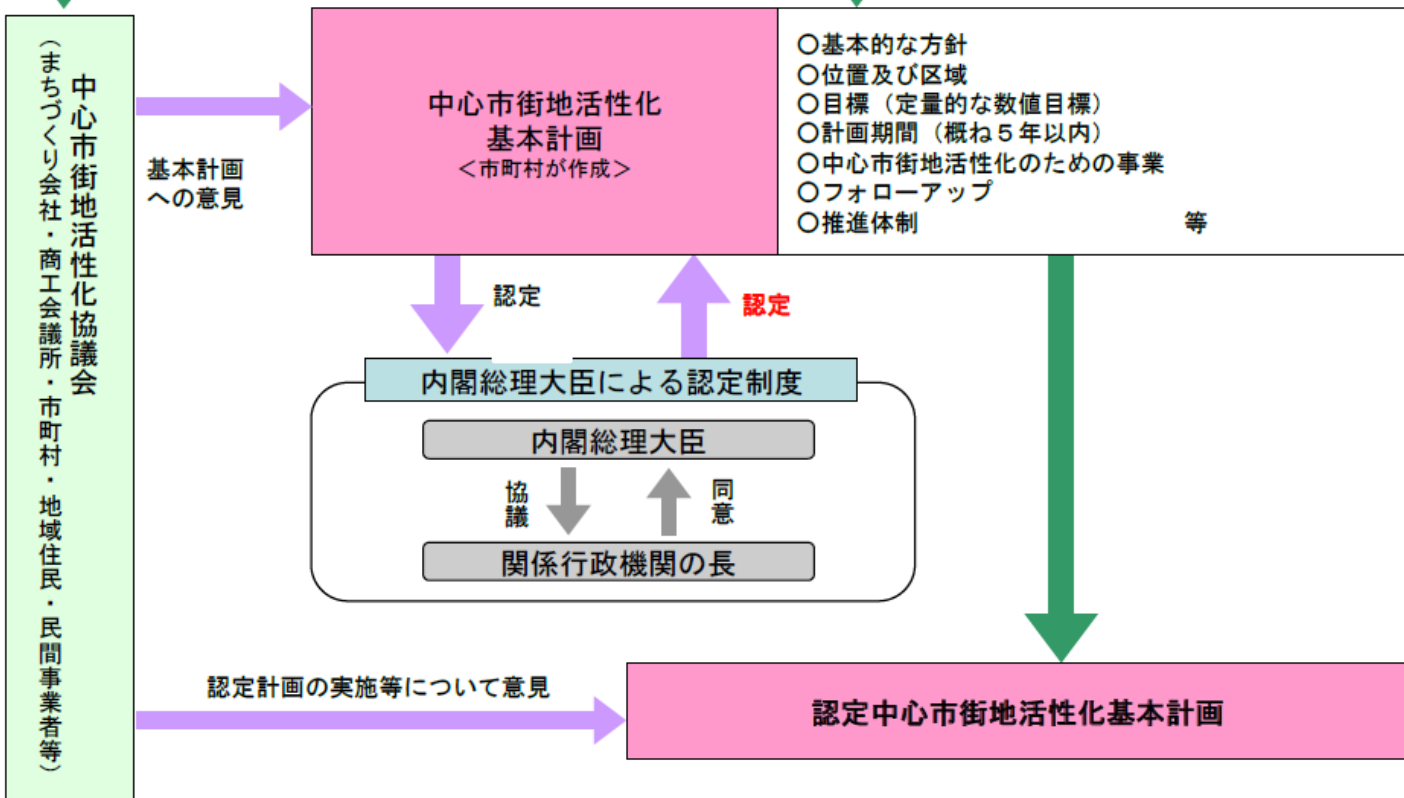
概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ

基本方針
中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が案を作成→閣議決定

地域ぐるみの取組



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
（地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
- 大規模小売店舗立地法の特例（経済産業省）
- 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
- 地域未来交付金の申請上限数の緩和+採択における一定の考慮（内閣官房・内閣府）
…等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい
- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
 - ・計画原案書の作成
- 認定を目指す年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、国の支援措置について関係行政機関と調整	→											
事前ヒアリング	→											
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング						→						
基本計画案の提出（完成）								★				
関係行政機関の長の事前同意手続									→			
基本計画の認定申請										★		
関係行政機関の長の同意手続											→	
基本計画の認定												★

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当

TEL：03-5510-2209

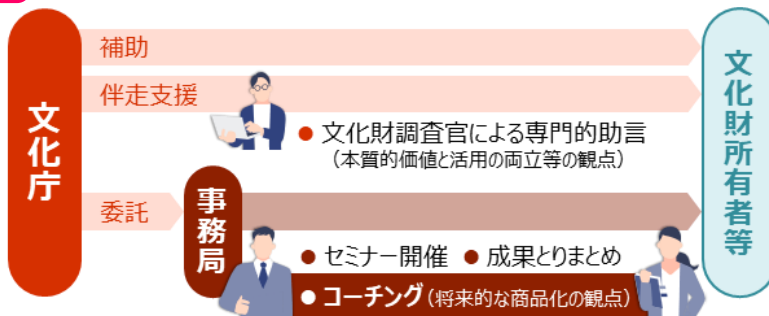
○全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

令和8年度予算額：
850百万円

概要

- 国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を活用して、インバウンド旅行者の旺盛な知的好奇心を満たす、**高付加価値なコンテンツ造成を支援**。
- 文化財の活用が表面的なものに終わらないよう、**文化庁や専門家によるコーチング**(事業の内容や実施体制等への改善指導)を行う。

事業イメージ



対象者

文化財所有者、管理団体、地方公共団体、民間事業者またはこれらで構成される協議会等

対象事業・支援内容

■対象事業

国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を核として当該文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業

■補助額：**400万円まで定額**、400万円を超える分については**補助率50%～最大65%**

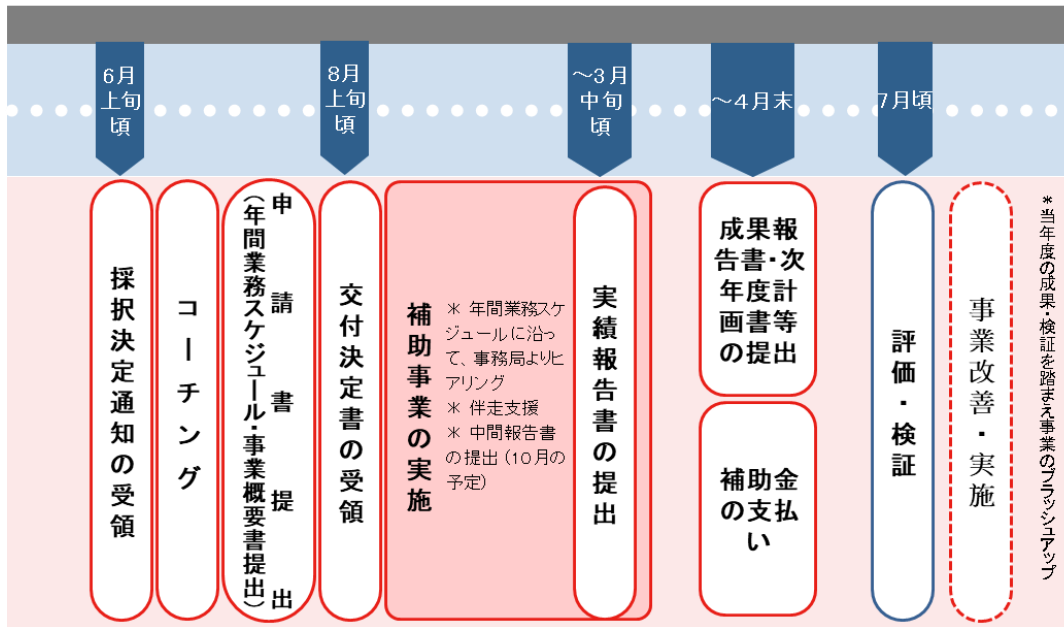
■最低事業費：600万円

※補助上限はありませんが、～5,000万(税抜)程度を想定目安としています。

■補助対象経費(下記表参照)

1	調査	<ul style="list-style-type: none"> ●マーケット調査 <ul style="list-style-type: none"> ターゲットについての調査 観光戦略の策定 類例調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ●時代考証の観点 <ul style="list-style-type: none"> 歴史資料等の調査 事例調査 時代考証の専門家招聘等 	3	備品の制作・購入、設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの実施に必要な衣装、調度品、備品の制作・購入 コンテンツの実施に必要なAR等のコンテンツ制作・機材購入 コンテンツの実施に必要な設備の導入 解説ツールの制作・多言語対応等
2	コンテンツ造成	<ul style="list-style-type: none"> ●事業開発 <ul style="list-style-type: none"> 協議会等の開催 運営プランの検討 収益性、PR計画等の検討 販売の専門家招聘 運営マニュアルの作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテンツの企画・造成 <ul style="list-style-type: none"> 協議会等の開催 コンテンツの企画・造成 実施、演出プランの策定 コンテンツの商品化検討等 	4	実施のための準備	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの実施に関する実証 モニターツアーの実施等
				5	コンテンツの販売、実施	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの実施・検証 対外的な情報発信に必要な素材等の作成 宣伝プロモーション活動等

支援手続スケジュール（予定）



事例

【補助事業者】

(一社) 高畑トラスト

【核となる文化財】

登録有形文化財 藤間家住宅

【取組内容】

「修復」をテーマに表装・金継ぎを学ぶ1か月間の滞在プログラム（アーティスト・イン・レジデンス）を商品化（70万円～/人の高単価）

有名観光地でなくとも、観光集客に頼らない自立的な収益モデルの構築により、事業を黒字化し、修復費用へ還元することが可能であることを実証。

※文化庁は令和6・7年度の2年間にわたり支援



ホームページ

<https://tomaunrestored.com/artistresidency/>

ご参考：文化庁HP

- 令和8年度全国各地の魅力的な文化財活用推進事業
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/94331001.html
- 令和7伴走型コーチング事例集
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/pdf/94363901_01.pdf

【連絡先】文化庁 文化資源政策・記念物課（内線：9663）

○日本博による文化コンテンツの拡充

令和8年度予算額：
4,500百万円

概要

地域の多様な文化資源の付加価値向上による魅力ある文化コンテンツの創出、販路拡大等を通じた国際発信により、オーバーツーリズムに配慮しつつ、日本各地への地方誘客を促進し、消費拡大を図る。

事業イメージ

事業形態としては以下の①と②で構成される。

①地域固有文化コンテンツ創出補助事業

地域固有の文化コンテンツを新たに創出する取組、既存の文化コンテンツの付加価値を上げる取組、インバウンドの受入環境の整備に関する取組

②新連携・新領域文化コンテンツ創出委託事業

独自性が高く、誘客の核となる文化コンテンツを新たに創出する取組



アニメ・マンガ等の活用



伝統芸能と先端技術の融合



地方の魅力あるコンテンツ造成
「Tunnel of Light」
マ・ヤンソン _ MADアーキテツ
(photo Nakamura Osamu)
(大地の芸術祭、新潟県十日町市)



伝統芸能体験プログラム

対象者

【補助事業】

以下のいずれかに当てはまる者。地方公共団体が実行委員会等の事務局や構成員となることは可能。

- ・公的機関（地方公共団体を除く）、非営利団体、文化施設、民間事業者等の法人格を有する団体
- ・実行委員会等

【委託事業】

地方公共団体等の公的機関、非営利団体、文化施設、民間事業者等の法人格を有する団体。

対象事業

インバウンド向けに文化コンテンツの造成、販売を行う取組。

支援内容

【補助事業】

- ・事業期間：原則として令和9年2月28日まで。
- ・採択予定件数：80件程度。
- ・原則として上限3,000万円（インバウンドの来訪増に極めて高く寄与する等の効果が特別に認められる場合は5,000万円）。
- ・500万円まで定額補助、500万円を超える部分については補助率1/2（最大2/3）。
- ・補助率の加算（以下に該当する場合は、補助率が5%ずつ加算される）。
 - ① 障害の有無にかかわらず参加・体験できる取組、ユニバーサルツーリズム、共生社会を推進する取組
 - ② アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生を推進する取組
 - ③ 被災地と協働するなど、被災地復興を推進する取組

【委託事業】

- ・事業期間：令和9年3月31日まで。
- ・採択予定件数：15件程度。
- ・上限1億円。

具体的な要件

- ・インバウンド向けの文化コンテンツの造成・販売、地方誘客、海外プロモーションをすること。
- ・原則として無料の文化コンテンツは対象外。ただし、事業全体としては無料の場合も、インバウンド用に有料の特別観覧席を設けたり、体験・鑑賞の質を高める有料のガイドツアーを催行したりするなど、有料参加のオプションを設定する場合は、この限りではない。
- ・最小3年、最大5年の事業計画を立て、KPI（評価指標）を改善させていくこと。
- ・KPIは、来訪者数、有料来訪者数、文化コンテンツ等にかかる売上をそれぞれ設定すること。

支援手続スケジュール（予定）

公募期間：令和8年5月8日（金）～5月19日（火）15時厳守
審査結果：同年6月末頃通知の予定

ご参考

○日本博について

<https://japanculturalexpo.bunka.go.jp/ja//about/>

【連絡先】

文化庁文化経済・国際課 新文化芸術創造室 TEL 03-6734-4827

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

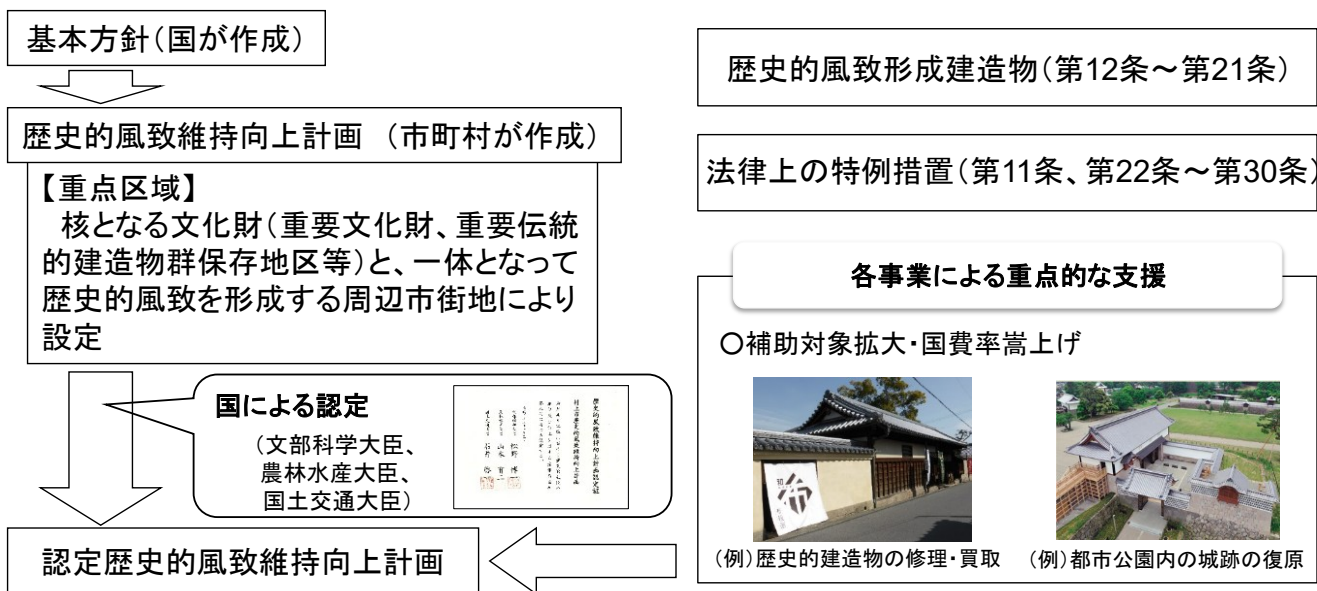
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間（概ね5年～10年程度）等

支援内容

- 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の交付率の拡充（40%→45%）
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業のうち、観光・歴史まちづくり推進事業）による街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進に要する経費を支援

支援手続スケジュール（予定）

- 随時地方公共団体（市町村）と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体（市町村）より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体（市町村）より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体（市町村）に交付

【連絡先】

・文化庁文化資源政策・記念物課 TEL: 075-451-4111

URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/

・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004

URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/

・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954

URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ 創出等総合推進事業

令和8年度予算額：
150百万円

概要

スポーツツーリズムについて、効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。

これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業イメージ

①スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業 0.6億円【拡充】

○新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出す、**新しいスポーツのムーブメントを活用した高付加価値コンテンツ**、及びスポーツと**独自の地域資源をかけ合わせた、「ローカルブランド化」を目指すコンテンツ**の創出をモデル的に支援し、交流人口・消費額拡大への貢献等の効果検証を行う。

1. 一体型スポーツツーリズム

高品質で新たなコンセプトを有するスタジアムやアリーナの誕生、MLBや海外サッカーチームのジャパンツアー、eスポーツの国際大会などの**新しいムーブメントを活用し、競技団体・リーグ・民間企業が連携した、観戦単体だけで終わらない高付加価値なスポーツツーリズムコンテンツを創出する。**



2. 武道ツーリズム

今後も増加が見込まれる訪日外国人観光客をターゲットとし、**日本発祥の武道と地域独自の資源（文化・自然・歴史等）が融合した、希少性の高い本物志向のコンテンツを創出する。**



3. その他(スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等)
日本固有の自然資源などの地の利を活用した、**わざわざその地に訪れる価値を有する、新たなコンテンツを創出する。**



②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業 0.9億円

○効果的なムーブメントを創出するため、令和7年度に実施したマーケット調査・分析を基に**国ホームページ及びSNSの進化、及びコンテンツ創出の高度化、戦略的プロモーションの実施を実現する。**またスポーツツーリズムに関心のある事業者等による交流の場を**創出し、その参加者によるネットワークを構築する。**

1. オウンドメディアの強化・DX化推進

令和7年度に実施したマーケット調査・分析結果に基づき、国ホームページ等の構成を見直し、現在の**コンテンツ紹介サイトからプラットフォームサイトへ進化**をさせる。掲載コンテンツの拡充及び、サイト内外の回遊性を高める動線を構築することで**UI/UXを向上させ、有用性の高いデータを取得できる環境を整え、戦略的なコンテンツ創出・プロモーション活動に活用していく。**

2. 戦略的イベント・プロモーションの実施

武道ツーリズムを中心とした、付加価値の高い体験機会を国内外で創出し、その取組自体を、国ホームページ等でWeb広告も含めたプロモーションを実施。さらに事業等で連携している組織団体等からも同時に発信することで、**日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大と、地方誘客促進の最大化を図る。**

3. 担い手育成・事業の高度化/ネットワーク構築

マーケット調査及びオウンドメディアの分析結果を、シンポジウムやセミナー、伴走支援等を通じて**情報提供することにより、担い手による持続的で高付加価値なスポーツコンテンツ創出の後押しをする。**また、これらの参加者に加えスポーツツーリズムに関心のある**一般事業者も参加可能な交流の場を創出し、スポーツツーリズムのムーブメントを底支えをするネットワークを作る。**

スポーツによる地方創生・まちづくりの実現へ

対象者

- ① 地方公共団体や関係企業等が連携した団体、協議会、または法人格を有する団体
- ②、③ 法人格を有する団体

対象事業

- ① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業（委託）
- ② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（委託）

支援内容

①スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業

- 新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出す、新しいスポーツのムーブメントを活用した高付加価値コンテンツ、及びスポーツと独自の地域資源を掛け合わせた、“ローカルブランド化”を目指すコンテンツの創出をモデル的に支援し、交流人口・消費額拡大への貢献等の効果検証を行う。

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

全国各地でのスポーツツーリズムの認知拡大、取組加速化を図るため、

- ホームページやSNSを通じたプロモーションや、セミナー等を通じた各地域での自発的なプロモーション活動を促進する。
- 武道を中心とした体験機会を国内外で創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。
- 武道コンテンツ体験時の安全確保手法等の検討など、新規事業参入に必要な環境整備に取り組む。

昨年度からの変更のポイント

対象事業①において、高品質で新たなコンセプトを有するスタジアムやアリーナの誕生、MLBや海外サッカーチームのジャパンツアー、eスポーツの国際大会などの新しいムーブメントを活用し、競技団体・リーグ・民間企業が連携した、観戦単体だけで終わらない高付加価値なスポーツツーリズムコンテンツを創出する、「一体型スポーツツーリズム」に関するメニューの追加。

支援手続スケジュール

①スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業

令和8年3月：令和8年度事業募集

令和8年6月：契約締結（予定）

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

令和8年3月：令和8年度事業募集

令和8年4月：契約締結

【連絡先】 スポーツ庁参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-3931（直通）

継続

○インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

令和8年度予算額：10百万円

概要

- ・農林水産省では、地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で訪日外国人を誘客する地域の取組を、「SAVOR JAPAN」として農林水産大臣が認定しています。
- ・海外の方の日本食・食文化への興味・関心を高めるとともに、農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向け、インバウンドによる食関連消費の拡大を図るため、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げや一体的な情報発信を行います。

事業イメージ

SAVOR JAPAN認定地域に対する以下の取組を実施します。

ブランディング・プロモーションの実施

地域の食、農林水産業の魅力でインバウンド誘客、食関連消費拡大のための取組を実施



- ・ 訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツを造成するため、専門家の派遣等により、磨き上げ等の取組を支援します。
- ・ 国内外の観光・物産博における出展の支援、認定地域での食と食文化に係る情報の一体的な情報発信を支援します。

4. Tracing Hiroshima's oyster tradition



For some travelers, this could be a little-known fact about Hiroshima: it is the oyster capital of Japan. According to government data, it produces about 20,000 tons of oysters each year, accounting for 60 percent of the nation's oysters, thanks to nutrient-rich waters off Hiroshima Bay. The prefecture's reputation as an oyster producer has also gained international acclaim, highlighted by the first export of Japanese oysters to the EU in 2023.

JNTOと連携した海外発信

食文化の担い手の計画的な育成

若手・女性をはじめとしたSAVOR JAPANに取り組む食文化の担い手を育成

- ・ 若者や女性ならではの感性や視点、アイデア、情報発信・コミュニケーション能力を生かした活動を促進

対象者

民間団体等

対象事業

- ・SAVOR JAPAN認定地域のブランディング、プロモーションのため、地域の魅力の磨き上げを行うとともに、JNTO等と連携し、日本産食材と地域の食文化・景観などを一体的に発信する取組を支援します。
- ・認定地域において、インバウンド地方誘客や食関連消費の拡大を支える食文化の担い手を計画的に育成するため、若手や女性を含め、優良事例を活用した研修会等を実施します。

支援内容

委託事業

支援手続スケジュール

令和8年4月：入札公告
令和8年4月：入札
令和8年5月：委託契約締結

【連絡先】

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
外食・食文化課 食文化室 TEL：03-6744-2012

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）

令和8年度予算額：7,045百万円の内数
令和7年度補正予算額：2,925百万円の内数

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組を支援。

事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

対象者

1. ソフト対策：地域協議会等

2. ハード対策：

(1) 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等

(2) 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

対象事業

1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

- (1) 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援
- (2) 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- (3) インバウンド食関連消費拡大タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、地域ならではの「食」を提供する団体等との「食」に特化した高付加価値なコンテンツの造成等を支援
- (4) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）



インバウンド向け食コンテンツの造成

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



古民家を活用した滞在施設

支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間
交付率：定額（上限1,000万円（年標準額500万円））
- (2) 事業期間：上限2年間
交付率：定額（上限500万円（年標準額250万円））
- (3) 事業期間：上限3年間
交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））
- (4) 事業期間：上限2年間
交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年等）

2. ハード対策※1

(1) 市町村・中核法人実施型

事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※2）

（※2 遊休資産の改修：2,500万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：7,500万円、1.(3)に不可欠な施設を含む複数施設の改修：1,500万円、それぞれ上限を引上げ）

(2) 農家民泊経営者等実施型

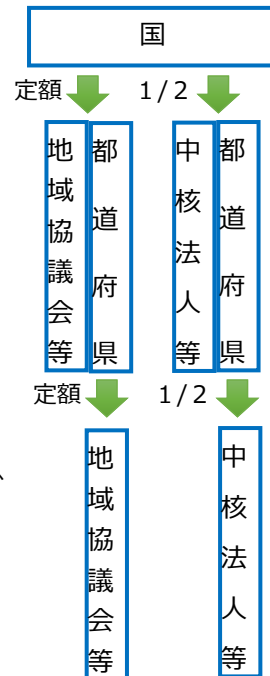
（農家民宿へ転換する場合は100万円を上限引上げ）

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、

(1) に関し200万円を、(2) に関し200万円/経営者かつ1,000万円/地域、それぞれ上限を引上げ（1の事業）（2の事業）



支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和8年度は、令和8年6月中下旬頃目途に2次公募を予定。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946

海業振興支援事業

令和8年度予算額：
250百万円

概要

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、地域において海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化する。

事業イメージ



対象者

- 海業立ち上げ推進事業
 - 海業推進調査事業：民間団体（委託）
 - 海業立ち上げ支援事業：民間団体
- 海業取組促進事業：都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等が組織する団体

対象事業

1. 海業立ち上げ推進事業

①海業推進調査事業（委託）

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施。

②海業立ち上げ支援事業（補助）

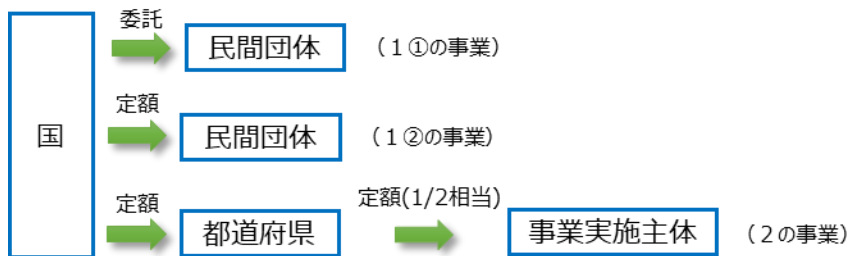
海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協当による広域連携取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援。

2. 海業取組促進事業（補助）

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。



昨年度からの変更のポイント

委託事業名について、海業の推進に一助となる調査等を行うために、海業立ち上げ体制構築事業から、海業推進調査事業に名称を変更。

支援手続スケジュール

1. 海業立ち上げ推進事業
 - ①海業推進調査事業
 - 令和8年2月 公募開始
 - 令和8年3月 事業者決定
 - 令和8年4月 事業開始
 - ②海業立ち上げ支援事業
 - 令和8年2月 公募開始
 - 令和8年4月 交付決定
2. 海業取組促進事業
 - 令和8年3月 計画書提出
 - 令和8年4月 交付決定

【連絡先】

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業振興室

「1①の事業」 TEL：03-3506-7897

「1②、2の事業」TEL：03-6744-2407

新規

○自然観光資源の棄損を防ぐための
外来生物対策事業令和8年度予算額：
600百万円

概要

地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせる**クビアカツヤカミキリ**について、**防除等を集中的に支援**する。

事業イメージ

クビアカツヤカミキリ対策



桜や梅の観光地の魅力の維持・向上

対象者

地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む））
観光地域づくり法人（DMO）

対象事業

桜や梅の名所から半径40km圏内の地域において実施されるクビアカツヤカミキリの防除等（樹幹へのネット巻き、薬剤の樹幹注入、薬剤の散布、被害木の伐採、巡視、普及啓発等）

支援内容

間接補助事業（国→民間事業者→都道府県、市町村、DMO）
補助率1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和8年 3月 間接補助事業の公募（終了）
4月～ 交付申請、交付決定、事業実施

備考

○令和8年度分の公募時の情報

https://www.env.go.jp/press/press_03298.html

**【連絡先】環境省 自然環境局 野生生物課
外来生物対策室 TEL:03-5521-8344**

○観光地・観光産業における省力化・省人化等 推進事業

令和7年度補正予算額：
2,550百万円

概要

省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。

事業イメージ

対象事業

①省力化・省人化に向けた設備投資等

観光地・観光産業の省力化・省人化等を実現するために必要な支援を実施する。

- 地域一体となった効率化支援：観光地全体の効率化を行い、提供価値を向上させる為、共同設備（セントラルキッチン、温泉引湯管、従業員寮）の導入・改修等を支援。
- 省力化投資補助：省力化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入を支援。
- 観光地経営人材育成支援：「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進。

②観光産業の基盤の維持・強化に向けた調査等

深刻な人手不足を解消するため、優良事例の調査・横展開及び待遇改善取組の検討等を行う。

- 人材確保・定着の促進：特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等を実施。また、事業者や業種の垣根を超えた連携による有効活用策を検討。
- 経営力強靱化の促進：宿泊業の待遇改善等、経営上の課題を調査し、「宿泊業における高付加価値化のための経営ガイドライン」の改訂検討などを通じて、経営力強靱化の促進を図る。

対象者

支援内容

- 補助対象・請負先：①地方公共団体、民間事業者等（間接補助の場合は、国→民間事業者（事務局）→地方公共団体（DMO）、宿泊事業者等）②民間事業者等
- 事業形態：①直接補助事業 及び 間接補助事業（補助率1/2）②調査事業等

【連絡先】国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）、観光産業課
TEL：03-5253-8367、03-5253-8330

○全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

令和7年度補正予算：
1,200百万円の内数

概要

DXの推進を通じて、観光地における消費拡大や観光産業の収益・生産性向上を図るべく、地域の多様なコンテンツの販路拡大、レベニューマネジメント等に資するデジタルツールの導入支援や、DX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。

事業イメージ

対象事業

1. 観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化

観光事業者等に対して、旅行者の利便性向上に資する宿泊・交通・体験等に係るオンライン予約・キャッシュレス決済の活用推進を通じたコンテンツの販路拡大や旅行者の再来訪・周遊促進に資するマーケティング強化の取組を支援



体験・アクティビティの予約・在庫管理
キャッシュレス決済

・デジタルツール導入に係る費用の支援

（例）直販及び地域サイト（予約・決済が完結するものを含む）構築ツール、デジタル子カッター、キャッシュレス決済端末等の導入に係るソフト・ハード費用

2. 観光産業の収益・生産性向上

自社ウェブサイトにおける予約・決済の完結の推進やそのデータを活用したレベニューマネジメント推進による適切な価格の設定等を通じた、収益・生産性の向上を支援



レベニューマネジメントを通じた収益向上

・デジタルツール導入に係る費用の支援

（例）PMS（顧客予約管理システム）、宿泊予約システム、レベニューマネジメント等の導入に係るソフト・ハード費用

3. 専門人材による伴走支援

DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

・専門人材にかかる費用の支援
（例）旅行者の利便性向上・周遊促進（地域サイト、デジタルマップ等）、観光産業の収益・生産性向上（PMS・レベニューマネジメント等）、観光地経営の高度化（CRM・DMP等）に取り組む事業に対する専門人材の派遣に伴う人件費

対象者

支援内容

- 国→民間事業者（事務局）→DMO、地方公共団体、民間事業者等
- 間接補助事業（①1,500万円、補助率1/2、②定額（上限800万円））

支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月24日：公募開始

令和8年5月29日：公募締切

令和8年7月中：採択公表

【連絡先】

国土交通省 観光庁観光産業課 TEL03-5253-8948

○通訳ガイド制度の充実・強化

令和 8 年度予算額：109百万円
※令和7年度補正予算も活用

概要

インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。

対象者

全国通訳案内士、地域通訳案内士等

対象事業

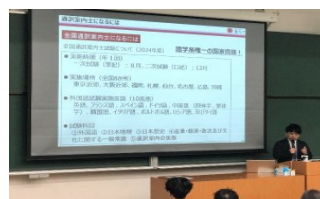
訪日外国人旅行者の満足度をより一層高めていくため、通訳案内士の認知度向上等により利用促進や担い手確保を図るとともに、通訳案内士の研修の充実により質の向上を図る。

通訳案内士の利用促進

- 国内外に対する通訳案内士の認知度向上による利用促進等のためのプロモーションの実施
- 将来の担い手となりうる若年層に対する講演等の実施



通訳案内士に関する動画等の発信



通訳案内士に関する学校等での講演

通訳案内士の質の向上

- 新人の通訳案内士に対する研修プログラムの構築



新人の通訳案内士に対する研修

支援手続スケジュール（予定）

令和 8 年 7 月頃～令和 9 年 3 月末頃：事業実施予定

【連絡先】国土交通省 観光庁 国際観光課
TEL03-5253-8111

○DMO総合支援（広域連携観光促進）のための専門派遣事業

令和8年度予算額：
15百万円

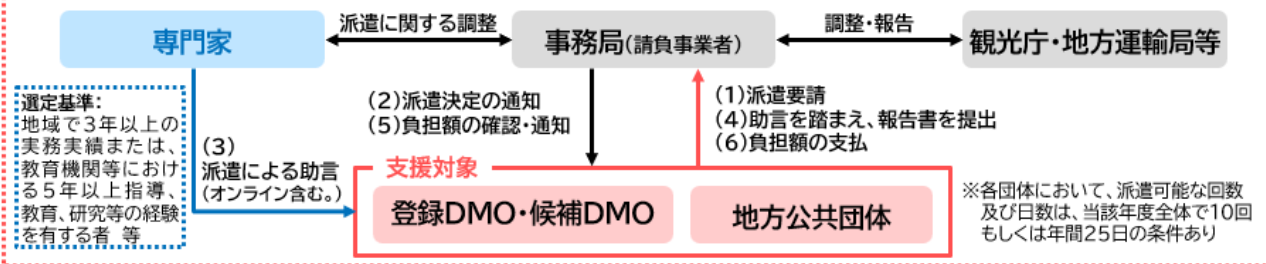
概要

地域に専門家を派遣し、DMO総合支援事業の前段階にある地域課題の解決に対する助言を行い、観光地域づくりや旅行者の地方分散・滞在期間の長期化を促進する。

事業イメージ

派遣スキーム

旅行者の地域周遊・長期滞在に向け、地域の課題解決に資する専門家を派遣。
観光庁が専門家を派遣する必要があると判断した地域に、当該要請団体及び専門家と調整の上、派遣を実施。
なお、派遣にかかる謝金および旅費（宿泊費含む）のうち、謝金額の1/2を要請団体負担とする。



対象者

登録DMO、候補DMO、地方公共団体

対象事業

- 地域の観光を担う組織の設立・運営
 - 観光地経営の調査・戦略策定
 - 滞在コンテンツの充実
 - 受入環境整備
 - 情報発信・プロモーション
- ※上記の事業に対する知見を持つ登録専門家を要請団体に派遣し、助言を行う。

支援内容

- 専門家に対する謝金：要請団体と観光庁がそれぞれ1/2を負担
- 派遣の際に要した旅費（交通費・宿泊費等）：観光庁が基準の範囲内で負担

支援手続スケジュール（予定）

令和8年6月10日（水）～令和9年2月5日（金）：派遣事業受付開始

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光庁観光地域振興課 TEL 03-5253-8118

○地方創生カレッジ事業

令和8年度予算額：
140百万円

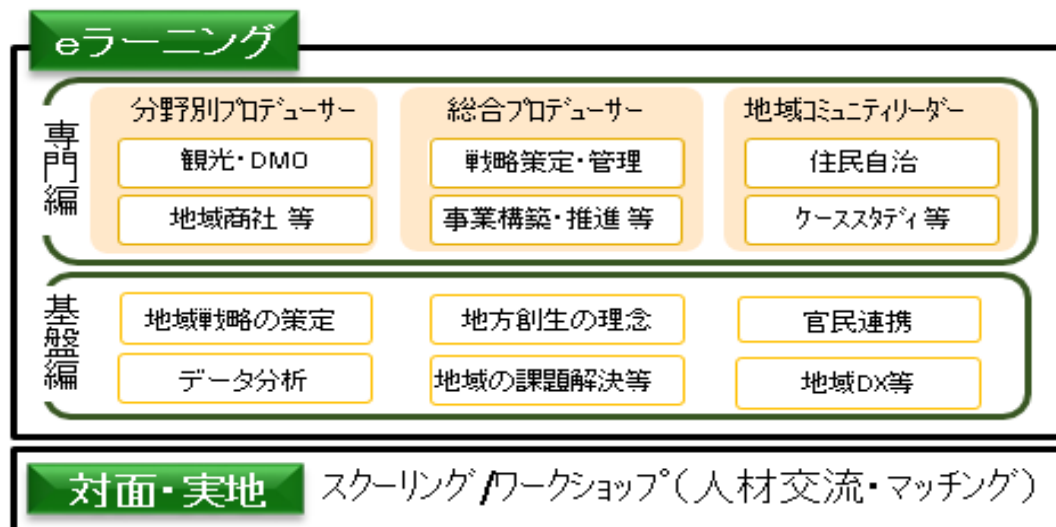
概要

- ・「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要かつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
- ・ DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。

事業イメージ



【カリキュラム構造イメージ】



対象者

地方創生に関心のある方。

講座例

講座名(制作者)

DMO特別講座(特定非営利活動法人 現代経営学研究所)

講座紹介

主に行政担当者、集客関連従事者、まちづくりを実践されている(関心のある)方を対象にしています。本講座では、観光による地域づくりの中核を担うDMOの役割と運営方法の多様なあり方について事例を通じて学びます。

講座名(制作者)

観光地経営の理解と実践(学校法人 先端教育機構 事業構想大学院大学)

講座紹介

人口減少が進むこれからの時代、地域への経済効果を最大化することで持続可能な地域づくりを進めていくことが求められるようになりました。その観光地域づくりを進めるにあたり、「観光地域経営」の重要性が指摘されています。地方創生の流れの中で、その観光地経営を効果的・効率的に推進する体制論として登場したのがDMOです。本講座ではDMO法人の方や観光地経営にかかわる方を対象に、観光による地域経済循環の仕組みをDMOの視点から整理し、自身の地域で観光による地域経済を正のスパイラルで循環させることを解説し、「観光地経営」の基本的な知識・考え方から、各地域で実践するための手法を理解することを目指します。

講座名(制作者)

観光地における顧客管理とリピーター対策(公益社団法人 日本観光振興協会)

講座紹介

DMOなどの観光地マーケティング担当者、行政の観光振興政策担当者、および、両者に対し外部より専門的な指導や支援を行う研究者やコンサルタントを対象としています。観光地の持続的な発展を目的とした顧客(観光客)とのコミュニケーションのあり方について、マーケティングの視点から学び、各地域での観光振興戦略へ展開していくことを目指しています。

※上記の講座は一例です。このような観光DMOをはじめとした講座のほか、農業、まちづくりなど様々な分野での講座を215講座(令和8年3月末時点)開講しております。

【連絡先】「地方創生カレッジ」 URL : <https://chihouseisei-college.jp/>

○(公財) 日本生産性本部 地域経営支援センター TEL : 03-3511-4013

FAX : 03-3511-4039

E-mail : college@jpc-net.jp

○内閣府 地方創生推進室 TEL : 03-6257-1412

○地域おこし協力隊

令和8年度予算額：
252百万円

概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。

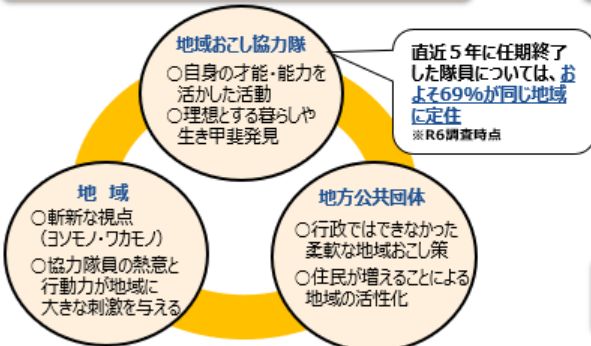
事業イメージ

地域おこし協力隊について

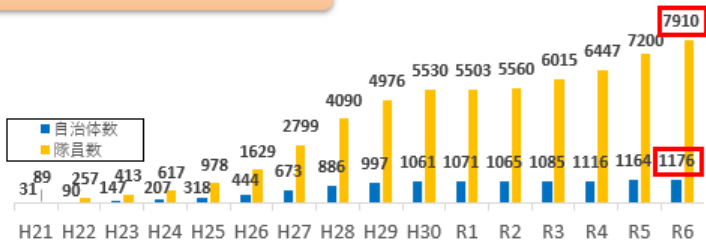
●都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- 実施主体：地方公共団体（地域要件あり）
- 活動期間：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- 地方財政措置：＜特別交付税措置：R8＞
 - ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
 - ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
 - ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
 - ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）
 - ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
 - ・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）**
 - ※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
- ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
- ・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移 ⇒ 隊員数10,000人を目標



隊員の約4割は女性
隊員の約6割が20歳代と30歳代
直近5年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業 ※R6調査時点

対象者

地域おこし協力隊に取り組む地方自治体

対象事業

支援内容

【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／団体を上限(※1)、1.2万円／人・日を上限(※2)
(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費
- ④ 外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費(道府県のみ)：200万円／団体を上限

【隊員の活動期間中】

- ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限
 - ・ 報償費等…350万円
 - ・ その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／団体を上限
- ⑦ 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費(道府県のみ)：100万円／団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/人を上限
・任期2年目から任期終了後3年以内の起業又は事業承継が対象。
※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）
- ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

支援手続スケジュール（予定）

- 9月：基礎数値照会
3月：特別交付税措置

【連絡先】総務省 地域力創造グループ^o 地域自立応援課
TEL: 03-5253-5394

○地域活性化起業人

概要

地方公共団体が、都市部に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。

事業イメージ

地域活性化起業人

- ① 企業派遣型 (H26～)
- ② 副業型 (R6～) / シニア型 (R7～)

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく副業の方式（副業型/シニア型）により活用
- 地方公共団体としては、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見などのメリットがある

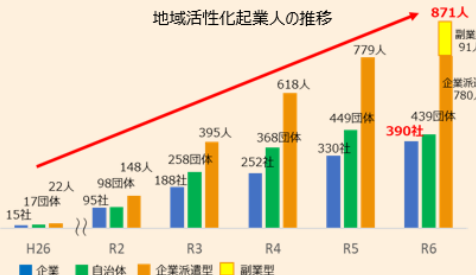
地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

契約締結

社員(個人)

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と企業が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R6年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型/シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（報償費等 **上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

対象者

3大都市圏外の市町村等

対象事業

支援内容

【企業派遣型地域活性化起業人】

- ① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)
- ② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。
(合計額が6,100千円を超えるときは6,100千円を上限)
- ③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)

【副業型地域活性化起業人／シニア型】

- ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
- ② 受入れの期間中に要する経費
（報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人））
- ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【連絡先】総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
TEL: 03-5253-5392

○JETプログラム
(語学指導等を行う外国青年招致事業)

地方交付税措置

概要

外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用

事業イメージ

あなたの自治体にもJETプログラムを!!

グローバル化は地域の新たな活力源!!

- ☆ 外国人観光客を地元へ呼び込みたい、特産品を海外に売り込みたい!
- ☆ 小学校での英語教育、地域から世界にはばたく子供たちを育てたい!
- ☆ 地域の多文化共生を進めたい、地域の情報を外国語で発信したい!

・・・でも、いったい誰を頼ったらいいの?

そんなときは…「JETプログラム」!!

※ JETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme): 海外の青年を日本に招致し、自治体・学校で国際交流や外国語指導に活躍してもらう事業

【JETプログラムのメリット】

- ☆ **40年の実績!** : これまで全世界82カ国から80,000人以上の青年を招致
- ☆ **優秀な人材!** : 大卒相当の青年を大使館等で面接、来日後もスキルアップをフォロー
- ☆ **地域のニーズを人選に反映!** : 出身国、語学能力などの希望をマッチング
- ☆ **交付税措置でサポート!** : 年間の経費(報酬・旅費など)は地方交付税で

主な職種と活用例

Assistant Language Teacher
ALT 【外国語指導助手】



- 学校などで日本人教師とペアで英語などの外国語を教える

学校生活での親密な付き合いで、児童・生徒のコミュニケーション力もLevel up!

【職務内容例】

- 日本人教員の外国語授業の補助
- 外国語教材作成
- クラブ活動や学校行事への参加
- 外国語スピーチコンテストなどへの協力

Coordinator for International Relations
CIR 【国際交流員】



- 自治体・国際交流協会等で通訳や国際理解イベントに活躍

外国人の視点で観光・特産品PR、国際イベント企画などで地元の魅力を世界へ発信!

【職務内容例】

- 国際交流事業の企画・立案・補助
- 外国人訪問客の接遇・通訳
- 観光振興・海外販路拡大への助言・補助
- 外国人住民への生活支援活動

対象者

地方公共団体

対象事業

1 事業概要

地方公共団体は、JETプログラム参加者である外国青年を職員として任用（1年単位、最長5年）し、外国人としての経験・視点を活かした各種業務に従事させる（昭和62年度開始、令和8年度で40年目）。

2 JETプログラム参加者の職種

(1) CIR（国際交流員）

…地方公共団体の観光振興担当部局、国際交流担当部局等で国際交流活動等に従事（地方公共団体による活用例には、外国人観光客向けパンフレット・ホームページ作成、観光情報の外国への発信、観光案内等の実績あり。）

(2) ALT（外国語指導助手）

…教育委員会や学校で、教員等の助手として外国語教育等の職務に従事

(3) SEA（スポーツ国際交流員）

…地方公共団体におけるスポーツ指導等に従事

3 JETプログラム参加者数（令和7年度）

- (1) CIR： 503人
- (2) ALT： 5,418人
- (3) SEA： 12人

4 JETプログラム任用地方公共団体数（令和7年度）

- (1) 都道府県： 46団体
- (2) 市町村等： 781団体

支援内容（補助率等）

総務省、外務省、文部科学省及び（一財）自治体国際化協会が協力して地方公共団体を支援

<主な支援内容>

- 在外公館におけるJET参加者募集・選考
- 地方公共団体の要望に基づくJET参加者の配置
- オリエンテーション・研修、サポート等の実施
- 地方公共団体におけるJET参加者任用経費等（報酬・旅費等）に対する地方交付税措置

支援手続スケジュール（予定）

○英語圏CIR・ALT

9月上旬：配置要望照会、1月下旬：要望×切、7～8月：各地方公共団体に配置

○中国、韓国、ブラジル等／一部英語圏のCIR・ALT

8月中旬：配置要望照会、10月中旬：要望×切、4～5月：各地方公共団体に配置

○フランス、ドイツその他の国のCIR・ALT及び全ての国のSEA

9月上旬：配置要望照会、12月上旬：要望×切、8月：各地方公共団体に配置

【連絡先】

○総務省自治行政局国際室 TEL：03-5253-5527

○（一財）自治体国際化協会JETプログラム事業部 TEL：03-5213-1733

○文化資源活用推進事業

令和8年度予算額：
205百万円

概要

地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として、地域のアーティスト、住民や芸産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用したインバウンド向けに効果の高い芸術祭等の文化芸術事業を支援していくことにより、地方への誘客促進、文化観光等による地域経済の活性化を促進する。

事業イメージ

● 地方公共団体が主体となって実施するインバウンド需要に資する文化芸術事業を支援する。(補助事業：60百万円×3事業程度)

事業の実施にあたり、以下の要件を求める。

- ① 文化芸術分野や観光分野等の専門人材の活用
- ② 地域のアーティストや住民、芸産学官との連携協力体制の構築

● 採択団体に対して観光分野等の専門家による伴走型支援を実施することで、事業内容の磨き上げや他地域との差別化、自走化に向けた資金調達、インバウンドに資する広報に関する助言等の支援を行う。



自立・自走に向けた
ブラッシュアップ

《観光分野等の専門家による伴走型支援》

- ・事業内容の磨き上げ
- ・他地域との差別化
- ・自走化に向けた経営上の工夫や資金調達
- ・インバウンド誘客に資する広報

地域の文化芸術
資源の発掘・活
用、人材育成の
好循環を実現

インバウンド需要伸長
地方誘客・消費拡大促進



【札幌市】
国際教育音楽祭PMF



【京都市】
京都国際マンガ・アニメフェア

対象者

地方公共団体

対象事業

地方公共団体が主体的に実施する文化芸術及び観光分野の専門的人材を軸として地域のアーティスト、地域住民や芸産学官との連携協力体制を構築しながら取り組む磨き上げられた総合的な文化芸術施策であって地域の文化芸術資源を活用したインバウンド需要に資する取組

支援内容

補助率：1／2（上限60百万円）

支援手続スケジュール（予定）

令和8年1月15日～2月4日：令和8年度事業募集

令和8年4月20日：採択通知

令和8年6月頃：交付決定

【連絡先】

文化庁 参事官（伝統文化・生活文化担当）付

TEL：075-451-9583（直通）

○本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業

令和8年度予算額：
2,275百万円

概要

多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。

事業イメージ

○それぞれの地域だからこそ提供できる本物の日本文化を体験・体感することを通じて、文化に対する理解を深め、外国人観光客を中心に、来訪者の滞在長期化・リピーター化を図る取組を促進する。



©Bed and Craft

彫刻士の指導による
彫刻体験



朝の勤行体験



地域コーディネーター

地域の関係者を巻き込みながら、
来訪者に多彩な文化体験を提供できる
観光拠点の整備等を主導



古民家を改修した宿



伝統的建造物が並ぶ
街並みの周遊

対象者

民間事業者、都道府県、市町村、DMO等

対象事業

- ①観光拠点の形成を主導する人材等の確保・育成
(地域コーディネーターを必ず配置すること)
 - ②文化体験の提供に必要な施設・設備の整備
 - ③デジタル技術の積極的な活用
(オンライン予約システム、マーケティングの高度化等)
- ※①②③すべてを実施することが必要

支援内容（補助率等）

補助対象 : 219百万円×10件程度

事務局委託 : 約84百万円

補助率 : 原則 1/2、条件に応じて最大2/3まで高上げ

支援手続スケジュール（予定）

令和8年1月～2月 : 令和8年度事業計画の公募

令和8年4月末 : 令和8年度採択先決定

令和8年5月～ : 有識者の審査を経て交付決定（予定）

令和8年5月～ : 事業開始（予定）

ご参考：文化庁HP

本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/94235801.html>

【連絡先】

文部科学省 文化庁 参事官（文化拠点担当）付 TEL 03-6734-4912

○スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成 総合支援事業

令和8年度予算額：
126百万円

概要

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の質の向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、持続可能な地域SCの増加を目指す。

※地域スポーツコミッション（地域SC）とは、地域の自治体、スポーツ団体、民間企業・団体等が一体となりスポーツによる地域振興に取り組む組織。

事業イメージ

（1）地域SC経営多角化支援事業 0.6億円

地域SCが「持続可能な組織」としての成長へつながるよう、「経営の安定化」「人材の育成・確保」に関する取組をモデル的に支援する。

- ①地域SC域内での人材の育成や、専門性の高い外部人材の活用・登用に関する取組
- ②協賛企業やスポンサーの獲得を目的とした、幅広い情報発信やPRを実施するマッチングイベントの開催
- ③法人化に必要な知見の提供・ロードマップ作成に対するアドバイザー等、地域SCの法人化

法人化のメリット(例)

- ・社会的信用度の向上
 - ・事業内容の自由度の広がり
- 活動資金や優秀な人材を確保できる可能性の向上

（2）地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

・研修講座等の人材の育成支援メニューを充実する。

＜講座対象者（想定）＞

- ①地域SC初任者や設立検討段階の担当者
- ②地域SC運営・マネジメントを担うリーダー層

・事業基盤が安定し継続的な取組を実施できている地域SCと、

それ以外の地域SCとの間での人材交流を通じて、成功事例の知見・ノウハウのより効果的な展開を図る。

・地域SCの実状に合わせた人材マッチングの伴走サポートや外部人材の活用に関する普及啓発を実施する。

- 地域おこし協力隊の活用
- 副業・兼業人材の活用

（令和6年度実証団体からのコメント）

- ・経営や事業戦略の知見はもちろん、地域SCへの知識もしっかりと持っており、ピットな人材が採用できた。
- ・継続してアドバイザーとして残って欲しい。

・全国に207の設置が確認されている地域SC（R6.10時点）のステータス分析及びその結果に基づく分類整理を行い、中長期的なフェーズで地域SCのボトムアップに必要な取組の検討・精査を進める。

令和6年度 地域スポーツコミッション基礎研修	
DAY1	8月20日(火) 18:00～18:30 スポーツによるまちづくり基礎講座
DAY2	8月27日(火) 18:00～18:30 地域スポーツコミッション 成長の過去・現在 地域スポーツコミッションの事例紹介
DAY3	9月3日(火) 18:00～18:30 ウエルネススポーツ驛川の事例 おかやまスポーツプロモーションの事例
DAY4	9月10日(火) 18:00～18:30 プロジェクト発表会



対象者

対象事業（1）：地方公共団体

対象事業（2）：民間団体

対象事業

- ①地域SC経営多角化支援事業（補助）
- ②地域SC担い手育成等サポート事業（委託）

支援内容

①地域SC経営多角化支援事業

- 地域SCが「持続可能な組織」としての成長へつながるよう、「経営の安定化」「人材の育成や確保」に資する取組をモデル的に支援する。
 - 地域SC域内での人材の育成や、専門性の高い外部人材の活用・登用に関する取組
 - 協賛企業やスポンサーの獲得を目的とした、幅広い情報発信やPRを実施するマッチングイベント開催
 - 法人化に必要な知見の提供・ロードマップ作成に対するアドバイザー等、地域SCの法人化

②地域SC担い手育成等サポート事業

- 地域SCの持続的な運営体制の構築に必要な「担い手」の育成・確保に向けて、初任者を対象とした研修講座や、全国各地の事例展開及びネットワーク構築のためシンポジウムや協議会を開催するとともに、有効な人材確保策を実証するべく、地域おこし協力隊等を活用した人材マッチング実証を行うほか、地域SCに必要な取組の検討に資する調査を実施する。
その他、①の補助効果の最大化を図るため、①の補助事業者に対する側面支援を行う。

支援手続スケジュール

- 令和8年2月：令和8年度事業募集（委託）
- 令和8年3月：令和8年度事業募集（補助）
- 令和8年4月：契約締結（委託）
- 令和8年5月：交付内定（補助）（予定）
- 令和8年7月：交付決定（補助）（予定）

【連絡先】

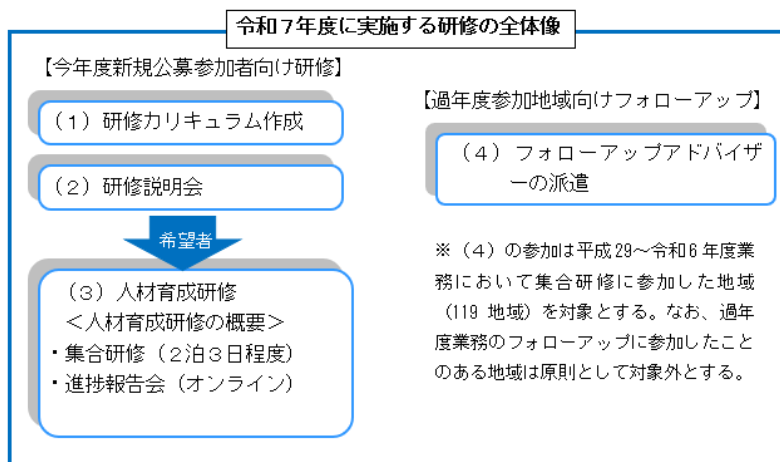
スポーツ庁参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-3929（直通）

○エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくり支援事業

概要

エコツーリズム等を実践する地域を対象に、国立公園地域に限らず、様々な地域において、地域の自然資源を活用しつつ関係人口・交流人口の創出をはかり、地域づくりを牽引できる地域のコーディネーター・プロデューサーとしての人材を育成するための研修を実施し地域観光まちづくりを支援する。

事業イメージ



対象者

エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくりに取り組む意欲と意思を有する者

※個人参加又は同一地域におけるグループ参加（4名程度）を想定。いずれも所属、業種、年齢等は問わない。

支援内容

- ・集合研修の実施（エコツーリズム推進地域等）
- ・行動計画の策定、進捗報告会
- ・過年度参加地域向けフォローアップ

※記載内容は令和7年度の内容です。事業名及びカリキュラム構成は変更される可能性があります。

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 03-5521-8271

○エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和8年度予算額：
60百万円

概要

地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

事業イメージ

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業（交付金及び補助金）により、エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルール作り等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成
- ・魅力的なツアープログラム作り（安全管理、環境への配慮含む）
- ・カヤック、自転車等の物品の購入



対象者

エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の多様な主体で構成されている地域協議会（市町村の参加は必須）

対象事業

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業（交付金及び補助金）

エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。

- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化
- ・資源調査
- ・エコツアーのプログラムづくり
- ・ガイド等の人材育成
- ・カヤック、自転車等の物品の購入 等

支援内容

エコツーリズムを推進する活動にかかる事業

…対象経費の1/2

※ 交付金の場合：1地域あたりの交付金額は最大で600万円

補助金の場合：1地域あたりの補助金額は最大で1,000万円

支援手続スケジュール（予定）

<交付金>

令和8年3月27日～4月17日：令和8年度事業募集

令和8年4月末以降：交付決定予定

<補助金>

令和8年4月中旬以降：令和8年度事業募集予定

【参考：令和7年度】

令和7年2月3日～28日：令和7年度事業募集

令和7年4月末頃：交付決定予定

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 03-5521-8271

○日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業

令和8年度予算額
361百万円

概要

地域の魅力向上に係る先進的な取組や、地域の魅力の効果的な発信に係る先進的な取組等を創出し、その内容・成果を他の日本遺産認定協議会に横展開することで、日本遺産を活用した地域活性化・観光振興に向けた取組の更なる深化を図る。

事業イメージ

職人本人が教える体験
コンテンツの造成

商品開発及び商品造成



ストーリーブックの作成

対象者

- ①日本遺産の認定協議会
- ②自治体
- ③その他、協議会に属する構成団体（観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等

対象事業

- ①日本遺産魅力増進事業（委託）
地域の抱える課題、特性や実情に応じた地域の魅力を高める事業を実施する。
- ②日本遺産魅力発信事業（委託）
地域の日本遺産ストーリーやその魅力の効果的な情報発信を実施する。

支援内容

- ①日本遺産魅力増進事業
上限額2,000万円×11地域程度
- ②日本遺産魅力発信事業
上限額1,000万円×5地域程度

昨年度からの変更のポイント

広く本委託費を活用いただけるように、令和8年度に総括評価・継続審査の対象地域について、令和8年度に総括評価・継続審査の結果によらず、申請いただけるように変更。

支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月～5月：令和8年度事業の公募
令和8年6月末：有識者の審査を経て、採択（予定）
令和8年7月：事業開始（予定）

ご参考：文化庁HP

○日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業について
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/94371701.html

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL：03-6734-4909

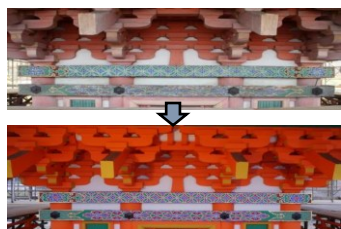
○文化遺産観光拠点充実事業

令和8年度予算額：
570百万円

概要

近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、日本文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要となっている一方、各地域では、急増する訪日旅行客の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない状況にある。このため、訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的とする。

事業イメージ



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、漆塗部分の漆かけ



休憩所兼トイレの整備



ストーリーの解説のための多言語Webページの整備

対象事業、対象者

①活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）

ガイダンス施設、便益施設、案内・解説設備等の整備や、構成文化財等の歴史的建築物の活用促進整備、拠点施設の機能強化、日本遺産ストーリーの体験コンテンツの磨き上げ等を支援。

対象者：地方公共団体、協議会、DMO等
構成文化財やガイダンス施設等の所有者等

②構成文化財魅力向上事業（日本遺産）

建造物や美術工芸品、遺跡、景観地の外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を支援。

対象者：日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等

支援内容

補助率 原則 1/2、条件に応じて最大2/3まで嵩上げ
上限額 5,000万円

昨年度からの変更のポイント

広く本補助金を活用いただけるように、令和8年度に総括評価・継続審査の対象地域について、令和8年度に総括評価・継続審査の結果によらず、申請いただけるように変更。

支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月～5月：令和8年度事業の公募
令和8年7月：有識者の審査を経て、採択（予定）
令和8年8月：交付決定（予定）

ご参考：文化庁HP

○令和8年度文化遺産観光拠点充実事業

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/bunkaisan_kyoten/94369401.html

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL : 03-6734-4909

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和8年度予算額：
1,093百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業イメージ

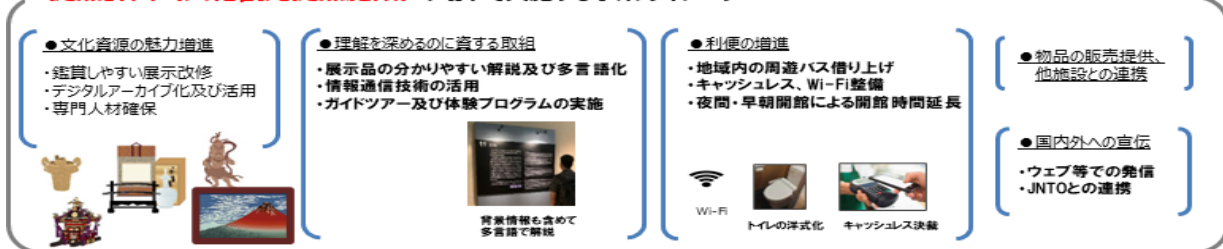
- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）
＜945百万円＞

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

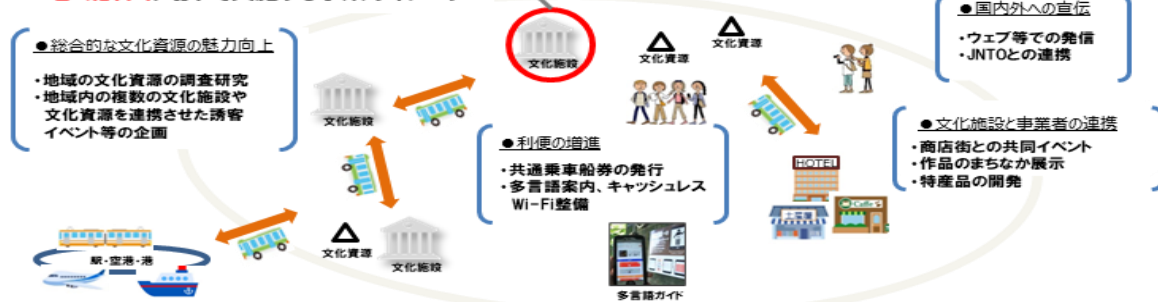
- ③計画の推進等のための支援（委託）
＜125百万円＞

- 計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
- 計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
- 計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
- 文化観光推進法に関する周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業・支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
※補助率：補助対象経費の最大2 / 3

支援手続スケジュール（予定）

- 新規申請計画（例年のスケジュール：6月～9月頃）
 - 6月頃 新規計画認定申請の公募
 - 7月頃 申請計画について、有識者による審査
申請計画の認定
 - 7月頃 認定計画に基づく事業の公募
 - 8月頃 有識者による審査を経て、採択
- 既認定計画（例年のスケジュール：2月～4月頃）
 - 2月頃 認定計画に基づく事業について、交付要望受付
 - 3月頃 有識者による審査を経て、採択

ご参考：文化庁HP

○文化観光について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL : 03-6734-4893

○文化芸術創造拠点形成事業

令和8年度予算額：
1,040百万円

概要

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援する。

事業イメージ

補助率 補助対象経費の1/2他
補助対象経費 専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費 等

[南砺市] クリエイティブ南砺～地域と世界をつなぐ文化芸術創造のまち～（令和6年度）

地域の文化芸術創造拠点の形成
多様で特色ある文化芸術の振興、
地域の活性化



舞台芸術を支える技術講座

対象者

地方公共団体

対象事業

文化芸術分野の専門的人材を活用して行う、地域アーティストの活動支援、地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動の実施等の総合的な取組

支援内容

- 一般枠
 - ・補助率：1/2他
 - ・上限額：60百万円
- 小規模・スタートアップ枠
 - ・補助率：1/2
 - ・上限額：10百万円

支援手続スケジュール

令和8年1月13日～2月5日 : 令和8年度事業募集
令和8年4月8日 : 採択通知

【連絡先】

文化庁 参事官（伝統文化・生活文化担当）付
TEL:075-451-9583（直通）

○文化財多言語解説整備事業

令和8年度予算額：
1,184百万円

概要

訪日外国人旅行者が地域の観光資源である文化財を訪れた際、解説文の多言語表記が不十分等の理由により、魅力が伝わりにくいといった課題が指摘されている。

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して先進的・高次元な多言語解説を整備する事業を、観光庁の施策と連携して実施する。

事業イメージ



整備事例 (栃木県 日光山輪王寺)



多言語解説板を見る来訪者



多言語対応のリーフレット



多言語対応(9言語)のWEBサイト



WEB・オーディオガイド

対象者

文化財所有者、自治体、民間事業者（観光協会）等

対象事業

○デジタル技術等を活用した多言語解説媒体を用いて、映像や音声等を組み合わせたコンテンツによって表示する事業について支援する。

○補助対象事業

文化財多言語解説整備事業（補助金）
約1,085百万円（73件×@15百万円）

支援内容

補助率 1/3（最大98%までの加算要項あり、上限30百万円）

支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月：令和8年度事業募集

令和8年7月頃：交付内定

令和8年9月頃：交付決定

【連絡先】文化庁文化資源政策・記念物課 TEL：075-451-9669（直通）

○歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的 プロモーションによる地方創生推進プロジェクト

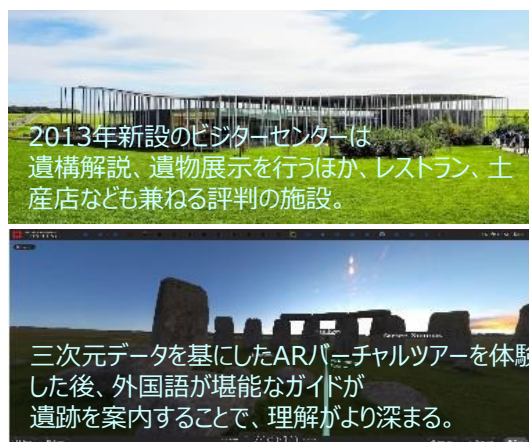
令和8年度予算額：
200百万円

概要

各地の歴史的遺跡・遺物をインバウンド誘客の核に昇華させ、文化資源を活用した観光振興・地方創生につなげるため、デジタル技術や質の高い多言語対応による視覚的・知的魅力の向上、ターゲットを絞った効果的な情報発信、富裕層が好む特別感を演出するコンテンツ作り等への総合的な支援を実施する。

事業イメージ

【海外の先行事例】ストーンヘンジ



【国内の先行事例】キトラ古墳石室・壁画の陶板複製

現在石室は劣化防止のため埋め戻されていて見学はできないが、近隣の公開施設において、リアルな複製石室に入っ
て体感できる



対象者

地方公共団体

対象事業

各地の歴史的遺跡・遺物をインバウンド誘客の核に昇華させるため、以下のような取組を一体的に実施する事業への補助を行う。

■遺跡・遺物の視覚的・知的魅力の効果的な発信

- ・AR・VR、デジタルプリンタ等を駆使した遺跡・遺物忠実な再現（見える化）
- ・遺跡・遺物のストーリーとしての有機的な説明が可能な専門家の配備
- ・ビジターセンターの情報発信拠点、便益施設としての機能強化

■インバウンド需要創出を狙った戦略的プロモーション

- ・海外富裕層が好む特別感、ユニークさ、非日常的体験を提供できるコンテンツ作り（非公開文化財の特別公開等）
- ・特定のテーマや文化財（城跡等）をパッケージにした情報発信や商品開発

支援内容

直接補助事業（補助率1/2）

支援手続スケジュール（予定）

1次募集

令和8年5月21日：募集締め切り

令和8年6月1日：交付決定

2次募集（予定）

令和8年7月末頃：募集締め切り

令和8年9月1日：交付予定

備考

【連絡先】

文化庁 文化資源政策・記念物課 TEL075-451-4111

○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業)

令和8年度予算額：
4400百万円の内数

概要

多くの芸術家や関係者が原子力被災地域に集い、関わりながら、作品を制作・発信することによって、魅力あるまちづくりを推進するとともに、外部からの人の呼び込みや、帰還する住民が新たな自信と誇りを持てるようになることを目指す。

この目的を実現する観点から、芸術家による滞在制作の支援や、芸術家を活用した関係人口創出に資する事業や環境整備に対する支援等を実施する。※対象地域：福島県被災12市町村

事業イメージ



対象事業

- (1) 芸術家・学生等による滞在制作支援
- (2) アートを活用した関係人口創出の取組に係る支援（アーティストの活動拠点整備・アーティストとのコラボ商品開発支援等）

支援内容

- ▶補助事業として実施。
- ▶令和7年度の事業イメージはこちら
 - (1) <https://hamacul-project.com/>
 - (2) <https://hamado-ri.com/>

支援手続スケジュール（予定）

- 5～6月頃 公募
- 7～8月頃 採択

【連絡先】

経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島芸術文化推進室
TEL：03-3501-2883

○伝統的工芸品産業支援補助金

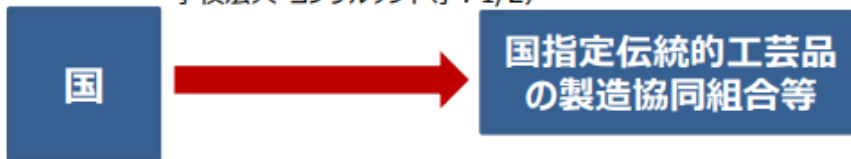
令和8年度予算額：
1,086百万円の内数

概要

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。

事業イメージ

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2）



新商品開発の例：尾張仏具（愛知県）

尾張仏具の伝統的な加工技術と木目を活かしたインテリアやテーブルウェアを開発。業界閑散期の売上底上げと、産地の活性化および技術の継承を目指し、神仏具業界以外の分野で現代の生活に合った新製品を拡充し、また情報発信によるPRも行った。



後継者育成の例：琉球絣（沖縄県）

150日間の研修で、琉球絣の製織技術習得を中心とした総合的な研修を実施。
各受講生が着尺6反（夏物3反、冬物2反、花織1反）を制作し、デザインや染色の基本も学んだ。



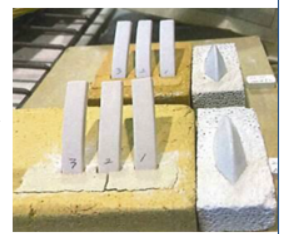
販路開拓の例：熊野筆（広島県）

化粧筆や書道筆を用いるシーンやターゲットが大きく変化する中、現在流行の形状や色彩を取り入れ、消費者に訴求するデザインの新商品を開発し、ブランディング戦略に基づいた告知や、インターネット等を活用した需要の開拓を実施。



原材料確保対策の例：波佐見焼（長崎県）

波佐見焼の主原料である天草陶石の現状を把握するとともに、陶土業者等と連携して未使用の天草陶石活用のための調査研究を行い、安定した原材料の確保を行う産地としての体制を整備。



対象者

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

対象事業

伝産法に基づき認定を受けた各種事業計画に沿って実施される事業を対象とする。

支援内容

下記事業について、上限2,000万円を補助。()は補助率。

【振興計画】 後継者育成事業 (1/2、2/3以内)、技術・技法の記録収集・保存事業、
道具・原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業 (2/3以内)

【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業 (2/3以内)

【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業 (2/3以内)

【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業 (1/2以内)

支援手続スケジュール

公募期間等は各経済産業局にお問合せください。

(例年1月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の1か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。)

【連絡先】

経済産業省商務・サービスグループ

文化創造産業課伝統的工芸品産業室 TEL : 03-3501-1750

各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densan/plan.html

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

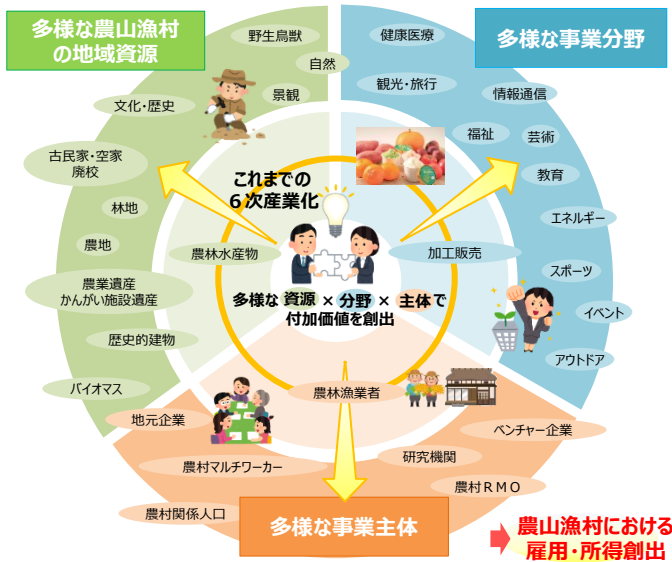
令和8年度予算額：7,045百万円の内数
令和7年度補正予算額：2,925百万円の内数

概要

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。

事業イメージ

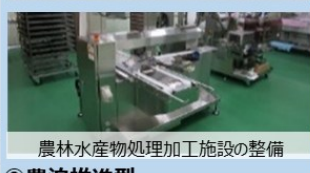
- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 地域資源活用価値創出推進事業



2. 地域資源活用価値創出整備事業



対象者

【ソフト支援】

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

【ハード支援】

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：市町村、民間事業者、組合（農業、森林、漁業）等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

対象事業

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域活性化に向けた**活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信**等を支援。

②創出支援型

地域資源を活用した**新商品開発、課題解決に取り組む事業者に対する専門家派遣**等を支援。

③農泊推進型

農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した**高付加価値なコンテンツ造成**等の取組を支援。

④農福連携型

障害者等の**農林水産業に関する技術の習得**等を支援。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型

農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

②農泊推進型

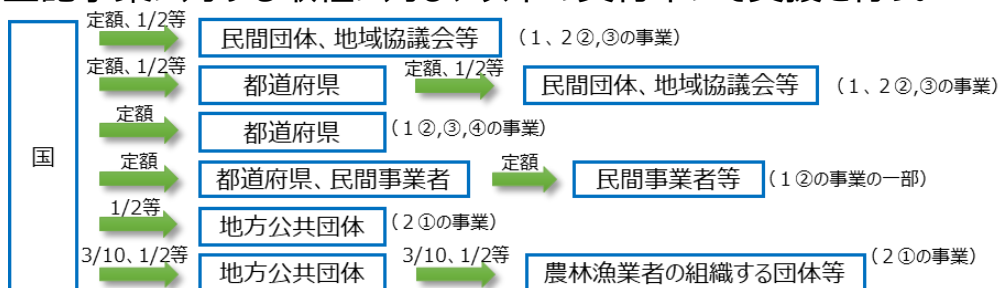
農泊の推進に必要な**古民家を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設**等の整備を支援。

③農福連携型

農福連携の推進に必要な**障害者等が作業に携わる生産施設**等の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。



昨年度からの変更のポイント

- 農泊推進型を拡充し、インバウンド食関連消費拡大を目指した、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組を支援。

支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。

(地域活性化型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

(創出支援型、産業支援型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html>

(定住促進・交流対策型) https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-51.pdf

(農泊推進型) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuuishin/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf

(農福連携型) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-26.pdf

(公募情報等) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-1855

新規

○ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨て
ごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業令和8年度予算額：
300百万円の内数

概要

地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携し、インバウンドを主眼に置いた観光客による観光地のポイ捨てごみの発生抑制や、海洋ごみ等を活用した観光コンテンツ化等の対策の検討・実施（多言語化を含む）と効果検証を地域一体となって実施することにより、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制のモデル創出を図ることを目的としたモデル事業を実施

事業イメージ

インバウンド向けリサイクル
ボックスの開発・設置海ごみ回収
カヤックツアー造成川ごみ水上回収
アクティビティの実施域内での生分解性プラの活用
やワンウェイプラの削減

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、公益法人、NPO 法人、企業、学校法人、観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等

※原則として地方公共団体と民間団体が共同・連携して提案すること

対象事業

清潔で快適な観光環境を維持し、観光地の魅力やウェルビーイングの向上につながる事業を対象とする。

対象地域

全国のインバウンド誘客に資する国立公園・国定公園・国民保養温泉地・良好な環境を活用した観光モデル事業の対象地※等の「良好な環境」を有する観光地（ただしインバウンド誘客に資する取り組みであれば上記に限らない）

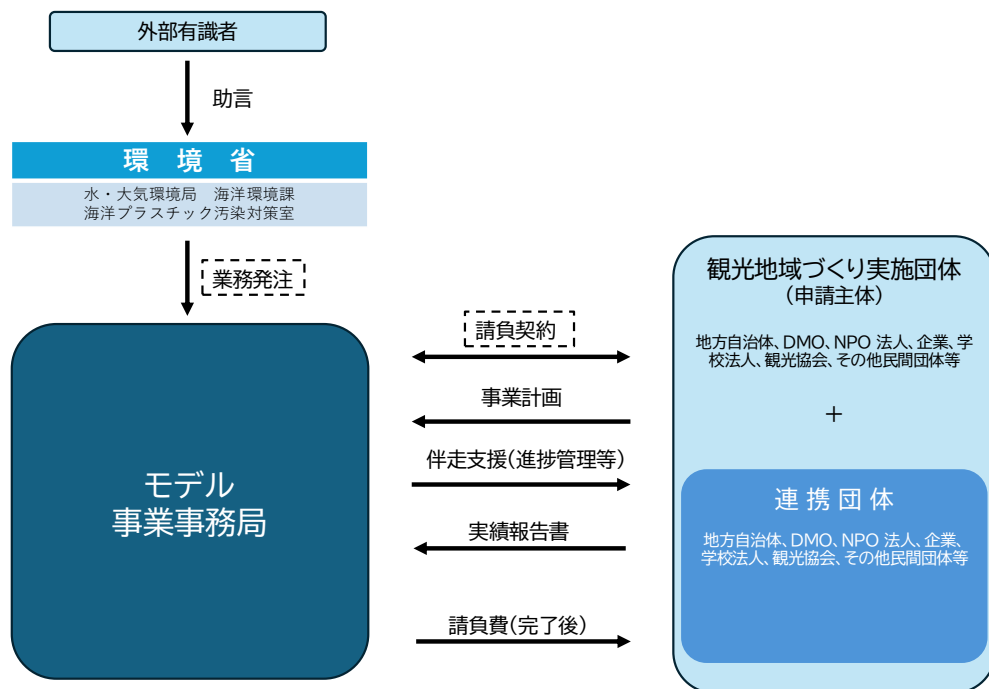
※令和8年度良好な環境を活用した観光モデル事業公募要領3.（1）を参照のこと。
<https://www.env.go.jp/content/000369747.pdf>

取組例

- ・ポイ捨てごみの発生抑制に係る事業
ナッジやDX、AIの活用等の技術を活用したごみ箱の設置や多言語案内によるごみのポイ捨て、散乱の抑制に資する事業など
- ・地域全体で取り組むごみの発生抑制に係る事業
観光地における3Rの推進（域内でのリターナブル容器活用等など）など、事業者によるごみの発生抑制に資する事業 など
- ・海洋ごみ等を活用した観光コンテンツ化に係る事業 etc…

支援内容

- ・モデル事業事務局から選定団体への請負契約により費用負担及び伴走支援を実施（1団体あたり契約額は1,000万円（税込み）以下）
- ※ 希望する場合は、最大2年間のモデル事業の実施が可能。ただし、令和8年度の事業として採択することをもって、年度をまたいだ2か年の予算措置を確約するものではない。また、継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性がある。



支援手続スケジュール（予定）

令和8年	4月中 5月下旬	公募 採択結果通知 実施計画の協議、初回打合せ等
	6月～ 秋～冬頃	打合せ、伴走支援等 事業継続審査（2カ年での事業を希望する場合）
令和9年	1月頃 2月末	活動結果報告会 報告書提出

【連絡先】

環境省水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室

TEL : 03-5521-9025

○エコツーリズム大賞（環境大臣表彰）

概要

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等を対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。

（環境省・（一社）日本エコツーリズム協会共催）

※エコツーリズムと銘打っていない場合でも、エコツーリズムの考え方に沿った取組であれば応募できます。

対象者

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等

年間スケジュール（予定）

9月～11月14日 募集期間
1月～2月頃 各賞の発表、表彰式

受賞による効果

- 認知の拡大
全国に向けての発信・周知
- 活動の拡大
取り組んでいる方々の自信、地域内外への効果的なアピール。

エコツーリズムのススメホームページ

<https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/award/>



【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 0 3 - 5 5 2 1 - 8 2 7 1

一般社団法人日本エコツーリズム協会

TEL 0 3 - 5 4 3 7 - 3 0 8 0

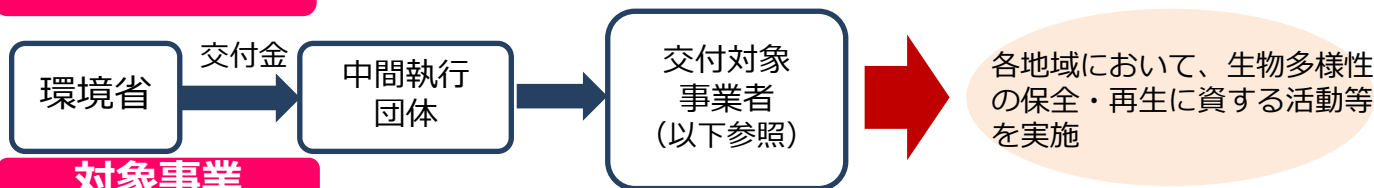
○ **生物多様性保全推進交付金**（生物多様性保全推進支援事業）

令和8年度予算額：
165百万円

概要

各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。

事業イメージ



対象事業

事業メニュー	交付対象事業の内容
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動実施区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

対象者

事業メニュー	交付対象事業者
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	①地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ②支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体
(2) 生物多様性増進活動実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等
(6) 里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）

支援内容

事業メニュー	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は250万円を上限とする	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り250万円を上限とする	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

昨年度からの変更のポイント

昨年度からの変更点はなし。

引き続き、関係法令に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき事業を地域が行う場合に支援。

なお、令和7年度からは、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、地域生物多様性増進法に基づき企業や市町村等が作成する生物多様性の維持・回復・創出に関する増進活動実施計画

（自然共生サイトとして認定される当該計画の実施区域を含む。）の作成や、その活動（※）に対する支援を拡充。（対象事業（1）、（2））

※令和5～6年度に地域生物多様性増進法に基づかない「自然共生サイト」として認定されたものも含む。

支援手続スケジュール（予定）

公募期間：令和8年3月23日から令和8年6月30日まで

月末単位でとりまとめ、順次審査・採択します。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXpSMAX>

備考

事業ホームページ（メニュー解説・Q&A・採択事例など）

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html>

**【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境計画課
地域ネイチャーポジティブ推進室 TEL:03-5521-8343**

○良好な環境を活用した観光モデル事業（予定）

令和8年度概算要求額：
70,000百万円の内数

概要

豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施。

事業イメージ

■五感で感じる日本独自の「良好な環境」



名水



音風景



かおり風景



自然共生サイト

インバウンド誘客
に資する磨き上げにより
保全と活用が
好循環する
ウェルビーイングな
観光地域づくりを達成

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）・公益法人・NPO法人・企業・学校法人
観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等
ただし、原則として対象地域に拠点を持つ団体とし、事務局と直接契約を締結できる者

対象事業

（１）に掲げる地域において行う、（２）に掲げる事業を対象とする。

（１）対象地域

名水百選・平成の名水百選・残したい「日本の音風景百選」・かおり風景百選の選出地域、「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催地域（開催予定地域含む）、みどり香るまちづくり企画コンテストの受賞地域、自然共生サイト、ラムサール条約湿地、エコツーリズム全体構想認定地域、過年度の良好環境創出関連モデル事業の対象地域

（２）①「良好な環境」の磨き上げのための
調査・検討

- インバウンド誘客に資する「良好な環境」の掘り起こしやブランディングに係る調査
- インバウンド誘客や保全と利用の好循環の実現に当たった地域の課題の整理 etc…

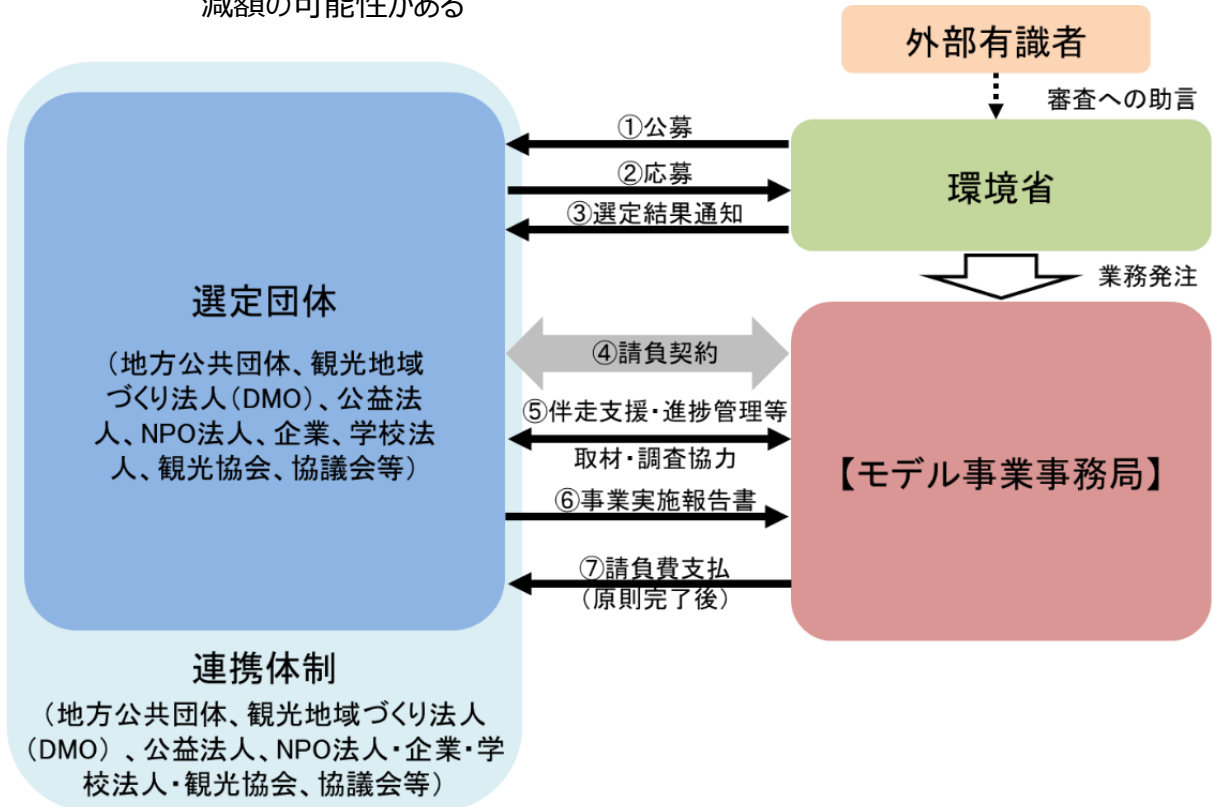
（２）②「良好な環境」の磨き上げの実践（多言語
対応、コンテンツ開発、ツアー造成等）

- 「良好な環境」に係るストーリーを多言語で解説するための訴求力のある素材の作成、環境整備（掲示物や情報媒体の多言語化等）及び人材の育成
- 望まれる来訪者の体験を実現するためのコンテンツやツアーの企画・提供、モニターツアーの実施 etc…

支援内容

・モデル事業事務局から選定団体への請負契約により実施 (1団体あたり契約額は1,000万円(税込み)以下)

- ※ 希望する場合は、最大2年間のモデル事業の実施が可能。
ただし、令和8年度の事業として採択することをもって、年度をまたいだ2カ年の予算措置を確約するものではない。また、継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性がある



支援手続スケジュール (予定)

令和8年 1月～2月頃 公募
令和9年 4月頃 選定結果の通知
5月頃～2月末 事業実施

【連絡先】

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室
TEL:03-5521-8298

○インフラツーリズム

概要

橋、ダム、港などのインフラ（社会資本）を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなどを幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。

各地域で実施しているインフラ施設における現場見学会やツアーの掲載を希望する場合は、各地方整備局等の窓口へご相談下さい。

インフラツーリズムポータルサイト

- 全国のインフラツアー等を掲載
- インフラ施設の見どころ、周辺観光資源等を紹介

The screenshot displays the Infratourism Portal Site interface. On the left is a green navigation menu with options like 'トップページ', 'インフラツーリズムとは', and 'お問い合わせ'. The main content area features a large image of a bridge interior, a search bar for 'ツアー検索', and a list of recommended tours. One featured tour is '自然大橋' (Natural Bridge) in Hokkaido, with details about the tour and a '予約' (Reserve) button. Below the search bar are three icons: 'インフラツーリズムとは？', 'ピックアップ', and 'ツアー検索'. On the right, there is a large scenic image of a bridge over water with the text 'I 主格に登って絶景を楽しむ' (I Mainly enjoy the scenery from the top).

インフラツーリズムポータルサイト で

検索

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html>)

各地の相談窓口

北海道開発局	開発監理部開発連携推進課	TEL:011-709-2311
東北地方整備局	企画部企画課	TEL:022-225-2171
関東地方整備局	企画部広域計画課	TEL:048-600-1330
北陸地方整備局	企画部広域計画課	TEL:025-280-6687
中部地方整備局	企画部企画課	TEL:052-953-8127
近畿地方整備局	企画部広域計画課	TEL:06-6942-1141
中国地方整備局	企画部企画課	TEL:082-221-9231
四国地方整備局	企画部広域計画課	TEL:087-811-8309
九州地方整備局	企画部企画課	TEL:092-471-6331
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	TEL:098-866-1908

【連絡先】国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL: 03-5253-8912

○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)

令和8年度予算額：
4400百万円の内数

概要

避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、浜通り地域等における誘客コンテンツ開発や広域的なマーケティング等を通じた外部からの人の呼び込みを目的として、域内外の需要の取り込み、そのための事業者支援体制の整備を用いた地域活性化の取組の支援を行う。

事業イメージ



対象事業

12市町村等へ来訪者を呼び込むためのコンテンツ開発等を行う事業や12市町村等の事業者や市町村等と連携した情報発信やマーケティング等を行う事業。

支援内容

- ▶補助事業として実施。
- ▶令和7年度の事業イメージはこちら
<https://hamadoori-circle.com/>

支援手続スケジュール (予定)

【誘客コンテンツ開発事業】
夏頃 公募

【広域マーケティング事業】
2～3月 公募
4～5月 採択

【連絡先】

経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室
TEL : 03-3501-2883

○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (地域の伝統・魅力等発信支援事業)

令和8年度予算額：
4400百万円の内数

概要

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展している一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国内外で復興の状況を知る機会が限られ、情報の固定化や風化が進んでいる。

本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加に向けた取組を支援することで、正確な情報が発信される基盤を整備する。

事業イメージ



対象事業

(地域の伝統・魅力等発信支援事業)

民間団体等による被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加を目指す取組。

支援内容

- ▶ 補助事業として実施。
- ▶ 令和7年度の事業イメージはこちら
<https://miryoku.fukushima.jp/>

支援手続スケジュール (予定)

- 4～6月頃 公募
- 6～8月頃 採択

【連絡先】

経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室

TEL : 03-3501-2883

観光戦略立案に資する国土数値情報（GISデータ）の提供

令和8年度予算額：
131百万円の内数

概要

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。

観光に関する国土数値情報の整備済みデータ

地域資源・観光	文化財、世界自然遺産、世界文化遺産、観光資源、地域資源、宿泊容量メッシュなど
施設	道の駅、集客施設、医療機関、文化施設など
交通インフラ	鉄道、駅別乗降客数、バス停留所、バスルート、空港など
指定地域	人口集中地区、過疎地域、自然公園地域など
防災関連	洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害警戒区域、避難施設など

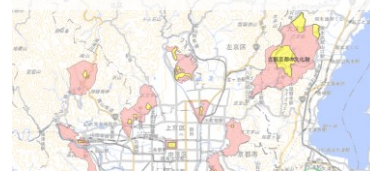
文化財（都道府県指定）

都道府県が指定する文化財の位置、名称、種別等の情報を整備



世界自然遺産・文化遺産

世界自然遺産・世界文化遺産として登録された国内の情報を整備



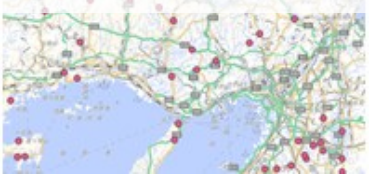
観光資源

城跡、庭園などの全国の観光地点等に関する情報を整備



道の駅

全国の道の駅の位置、宿泊施設、温泉施設の有無等の情報を整備



鉄道

全国の路線や駅について路線形状、路線名や運営会社等の情報を整備



バス停・バスルート

全国のバス停・バス系統の情報を整備



想定利用者

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成等を行う地方公共団体や事業者等。

最新情報

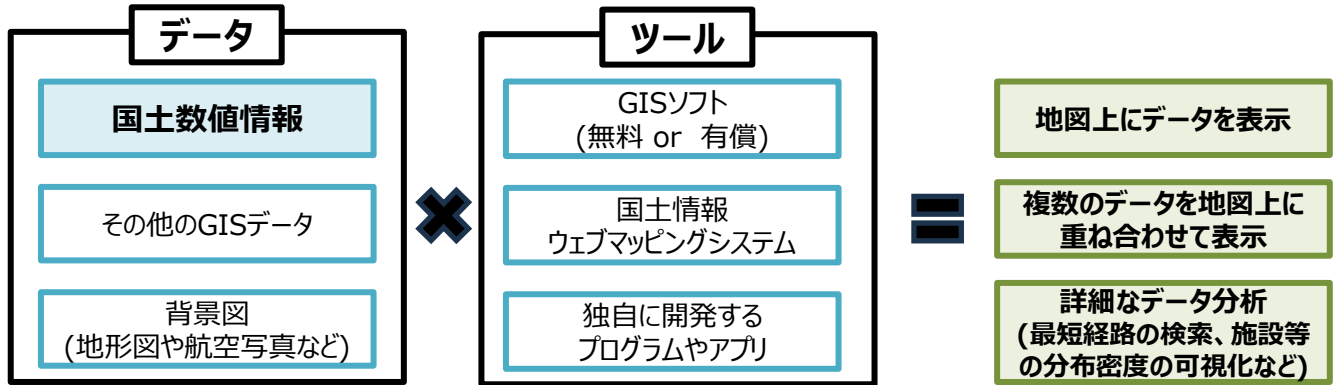
令和8年4月～6月に、「鉄道」「鉄道時系列」「駅別乗降客数」等のデータを更新予定。今後も、防災関連を始めとした様々なデータを整備・更新予定。

活用方法

国土数値情報ダウンロードサイトにてGISデータが無償で提供。
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

国土数値情報の利用イメージ

国土数値情報ダウンロードサイトでダウンロードできるデータは、「GISソフト」で使用することができます。また、一部のデータは「国土情報ウェブマッピングシステム」で表示することができます。



具体的な利用方法等は以下URLをご確認ください。

国土数値情報ダウンロードサイト：初めての方へ <https://nlftp.mlit.go.jp/first.html>

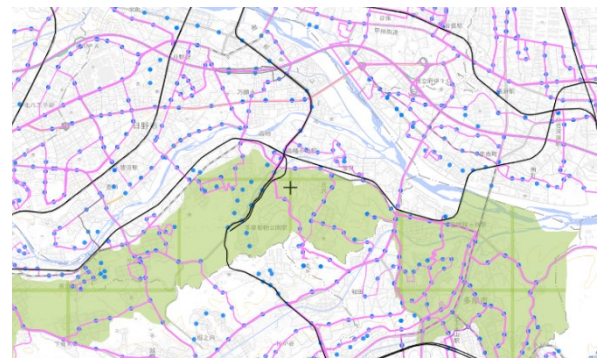
QGISでの国土数値情報利用方法 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/manual/manual.html>

※QGIS・・・無償のGISソフト ※GISソフトのインストールについては、各組織のルールに基づいて実施してください。

ウェブマッピングシステム 操作方法 https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/WMS_manual.pdf

観光分野での可視化・分析例

- ・利用者ニーズの高い目的施設に移動しやすいバス停留所の設定、バスルートの見直し
- ・周遊滞在エリアにおける観光資源、地域資源、医療機関等の施設分布可視化
- ・広域的な観光ルートの検討、観光マップ作成
- ・宿泊容量や地域公共交通の現状をふまえたワーケーション施策のプランニング



観光資源と交通インフラの関係可視化した例
(国土情報ウェブマッピングシステム)

- ・自然公園地域 (緑の部分)
- ・鉄道 (黒い線)
- ・バス停留所 (青のポイント)
- ・バスルート (ピンクの線)

【連絡先】

国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 TEL : 03-5253-8353

国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

人流データの利活用促進

令和8年度予算額：
117百万円の内数

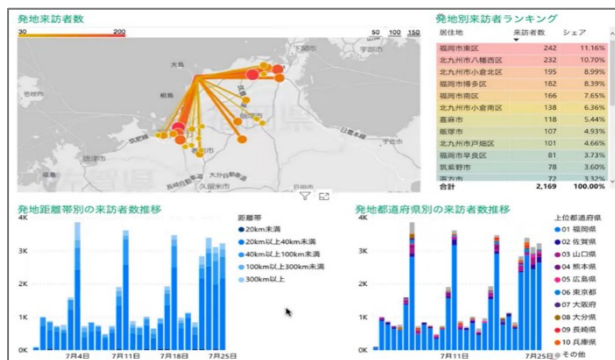
概要

EBPMに不可欠である人流データ（人の移動や滞留に関するデータ）の地方公共団体による利活用を促進するため、「ユースケースの創出」と「利活用のハードルを下げる取組（ツールの公開や利活用の手引きの作成など）」を行っている。

今後は、人流データの社会実装を促進するため、先進事例の横展開を図るほか、取得コストの低廉化に向けた取組等を行う。

人流データ利活用事例

人流データを用いることで、観光客の行動パターンの可視化・把握が可能。地域観光計画の立案や、混雑緩和施策、新たな観光資源の発掘等のEBPMに活用されている。



福岡県糸島市の事例

（「人流データ利活用事例集2025」より）

九州大学と糸島市の共同研究として、観光地「二見ヶ浦」周辺や、その他の観光スポットにおける観光客の動向について、位置情報データに基づいた観光人流データ分析を行い、**観光人流の見える化**を行った。観光客の動態分析結果は、観光協会が開発するバスツアー企画などに活用され、牡蠣小屋から温泉施設への**周遊ルートの最適化**などの具体的な成果を得た。

出典：「人流データ活用普及イベント」荒川豊教授 基調講演資料

人流データ利活用事例集（観光分野以外の事例も掲載）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_fr17_000001_00025.html

※令和7年3月に、新たに「人流データ利活用事例集2025」を公開

人流データ利活用手引き集

行政機関や地域の諸団体等が人流データを正しい理解のもと安心して活用できるよう、人流データの選定・取得・提供・利用におけるポイントやユースケースなどをとりまとめ、「人流データ利活用の手引き」として公開。

地域課題解決のための人流データ利活用の手引き

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk17_000001_00034.html

最新情報

屋内・地下分析に不可欠な3次元人流データの活用事例の創出に向けた取組、および上記「人流データ利活用の手引き」の更新を今年度行う予定。

【連絡先】 国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 TEL : 03-5253-8353

RAIDA-AI (観光振興) ご紹介

RAIDA-AI 地域の観光振興

この機能では、「観光消費拡大」、「観光振興を通じた地域社会・経済の好循環」の実現に向けた地域課題を把握することができます。

※分析結果は、生成AIにより作成されており、情報の正確性を担保しません。また、内閣府地方創生推進室及び内閣官房地域未来戦略本部事務局の個別の見解を示すものではありません。

国内・インバウンドの消費額拡大に向けたポイントを把握する

観光消費額拡大(宿泊客数の増加・平単化、消費単価の向上)に向けて何に取り組むべきかを明らかにする

観光振興が地域社会・経済の好循環を生んでいるか把握する

観光振興を通じて地域のメリットを創出し、循環できているか、どこで好循環が止まっているかを明らかにする

※例えば、地域の付加価値向上、住民の雇用創出・所得向上、税収の増加、など

分析したい地域を選択してください

都道府県や市区町村
を選択するだけ

都道府県

市区町村

次へ

分析地域:新潟県新潟市

宿泊客数の傾向

新潟県新潟市

国内客 1,781千人 (2024年)

対前年比 +2.0% 増加傾向

(新潟県:-2.0% 全国:-2.5%)

新潟県新潟市の国内客の宿泊客数は、2013年の2,491千人から2020年に1,250千人へと大きく減少し、その後は増加傾向が続き2024年には1,781千人となっています。直近では2022年以降増加が緩やかになっており、2024年の前年比は約2%の増加にとどまっています。



静岡県浜松市

国内客 1,963千人 (2024年)

対前年比 +0.7% 増加傾向

(静岡県:+0.2% 全国:-2.5%)

静岡県浜松市の国内客の宿泊客数は、2013年に2,433千人でしたが、その後減少傾向が続き、2020年には1,307千人と大きく減少しました。近年は回復傾向が続き2024年は1,963千人となりましたが、コロナ禍以前の水準には未達です。



比較できるから、強みと課題が明確に

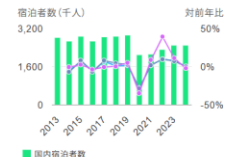
宮崎県宮崎市

国内客 2,500千人 (2024年)

対前年比 +0.2% 増加傾向

(宮崎県:+0.2% 全国:-2.5%)

宮崎県宮崎市の国内客の宿泊客数は、2013年から2019年まで2600~2900千人で推移し、2020年に2088千人まで大きく減少しました。近年は回復傾向で2024年には2501千人と、2020年以降は増加が続いています。



地方創生データ分析評価プラットフォーム「RAIDA」において、生成AIを活用し、地域の観光振興に関する課題や施策検討のポイントを自動的に整理・提示する分析機能です。

都道府県や市区町村を選択するだけで、統計データ等を基に、観光消費額の拡大や地域経済活性化に向けた課題を、文章で分かりやすく示します。

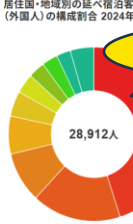
【RAIDA-AI (観光振興) で出来ること】

- ・地域を選択するだけで、観光振興課題をAIが自動整理
- ・観光消費拡大に向けた着眼点を文章で提示
- ・国内観光・インバウンドを含む需要・消費構造を把握
- ・観光振興と地域経済の好循環の関係を整理
- ・施策検討初期の論点整理・仮説立案を支援 (EBPM)

宿泊客の属性(居住国・地域・インバウンド)

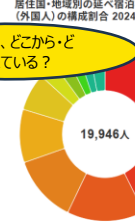
新潟県新潟市

居住国・地域別の延べ宿泊客数(外国人)の構成割合 2024年



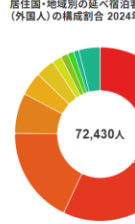
静岡県浜松市

居住国・地域別の延べ宿泊客数(外国人)の構成割合 2024年



宮崎県宮崎市

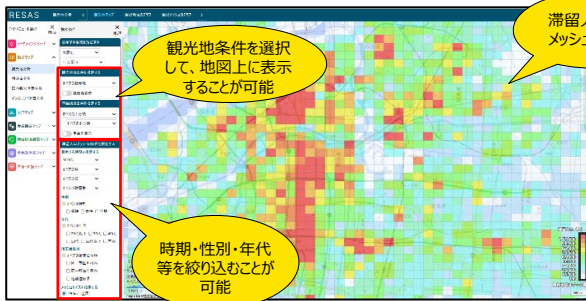
居住国・地域別の延べ宿泊客数(外国人)の構成割合 2024年



訪日客は、どこから、どれくらい来ている？

RESAS観光マップのご紹介

RESAS観光マップの使い方



地図上で「観光地」と「滞留人口(時期や性別の絞り込み可)」を重ね合わせて表示することで、各観光地についてどの年代が多く訪れているか把握することで、戦略検討を支援します

※2026年4月時点の情報です。

RESAS観光マップでは以下メニューをご利用いただけます

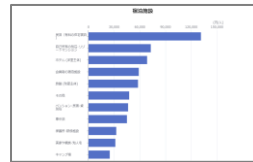
①観光地分析



②宿泊者分析



③国内観光消費分析



④インバウンド消費分析



【連絡先】内閣官房 地域未来戦略本部事務局

内閣府 地方創生推進室

ビッグデータチーム TEL:03-6811-1987

○国立公園等多言語解説等整備事業

令和8年度予算額：
740百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等※における案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、これまでの観光庁多言語事業の成果や観光庁ガイドラインの下で作成した多言語の解説文を活用しながら、ICT等も活用しつつ、多言語整備にかかる設計から媒体化までの取組に対して支援を行う。

事業イメージ



多言語解説展示



映像コンテンツによる
多言語での案内機能強化



QRコードリンク先に多言語解説ページを作成

対象者

- ・民間企業
- ・個人事業主
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・地方公共団体
- ・地方公共団体の組合
- ・自然公園法第16条の2第1項は規定する地方公共団体等で構成する協議会
- ・地方公共団体単位で組織される観光協会及び広域観光推進機構等

対象事業

- ・国立公園・国定公園等※の区域内で、ICT等を活用した多言語解説に向けた設計・整備、多言語案内板の整備・改修、展示物の多言語化、多言語解説アプリ・コンテンツ作成等
- ・国立公園・国定公園等※への誘客の拠点（バスターミナルや道の駅、観光案内所等区域外の施設を含む）に設置するもので、公園等の紹介を含む案内板等の作成等。

※国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産、ラムサール条約登録湿地、長距離自然歩道

支援内容

○補助率：2/3

昨年度からの変更のポイント

- ・ラムサール条約登録湿地関連施設を補助対象に追加
- ・単年度で設計及び施工を行う事業を対象に追加
- ・多言語解説と一体となった誘導・利用案内に関するコンテンツを対象に追加

支援手続スケジュール（予定）

令和8年5月12日～同年6月2日：補助事業の公募

令和8年7月頃：交付予定

※予算の状況によっては2次公募を実施。

備考

- ・公募情報

https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026_tagengo/kobo.html

- ・事業概要

https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026_joshitsu/material/kobo/R8summary_j.pdf

【連絡先】

環境省 自然環境局 国立公園課 インバウンド推進室

TEL 03-5521-8277

○国立公園等利用促進事業

令和8年度予算額：
250百万円の内数

概要

国立公園等の利用の促進を図るためのデジタル展示及びフィールド利用を促進するための整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。

事業イメージ

訪日外国人観光客が、国立公園等の魅力を把握することで、国立公園の本質的価値そのものをより楽しめるよう、ビジターセンター、世界遺産センターなどの利用拠点施設において、最新デジタル展示を導入し、解説の充実化を図る。

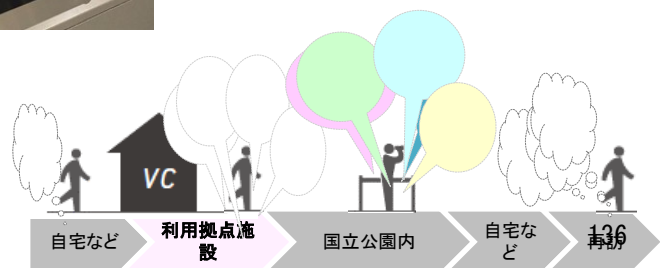
また、デジタル体験により訪日外国人旅行者の自然への興味を引き出すとともに、興味を持ったアクティビティを利用しやすい仕組みを構築することで、満足度の向上や再訪の気運を醸成を図る。



最新デジタル映像・音声・照明により、展示空間内で時間（朝・昼・夕・夜）と天気（雨・晴）が刻々と切り替わり、生き物たちの変化を演出



生き物探し、観察解説什器



対象者

都道府県又は市町村

対象事業

国立公園等の利用促進に関する以下の事業

ツアー案内や予約機能等、施設運営において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画となっている利用拠点施設に対する以下の整備。

- ① 国立公園等に関する自然解説を目的とするデジタル展示。
- ② ①に関するコンテンツ又はシステム製作、及びコンテンツ又はシステムを導入するための設備の整備に関するもの。

支援内容

補助率：1 / 2

昨年度からの変更のポイント

・補助対象を拡充（ラムサール条約登録湿地関連施設・世界遺産施設・国定公園）

支援手続スケジュール（予定）

（第1次要望照会）

令和8年4～5月：令和8年度事業計画募集

令和8年6～7月：交付予定

※第2次要望照会は未定

【連絡先】環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL：03-5521-8281

地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

令和7年度補正予算額：
880百万円

概要

- 災害の激甚化・頻発化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、訪日外国人旅行者が、旅行中に災害に遭うケースや医療機関を受診するケースの増加が見込まれる。
- 更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。

災害時、観光案内所に
観光客が集まっている様子



雪害の例



事業内容

①地域における観光危機管理計画の策定補助

- 各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援（既存の地域防災計画等について観光に関する記載を追記・拡充する対応も支援対象）

②観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化

- 訪日外国人旅行者等の安全・安心確保のため、観光施設等における非常用電源装置や災害用ドローン、熱中症対策設備等の整備、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信の環境整備等を支援

③医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

- 訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語化等の環境整備を支援

事業イメージ



非常用電源装置



災害用ドローン



熱中症対策設備



キャッシュレス決済環境



多言語による情報発信

支援内容（補助率等）

補助対象経費の2分の1以内

ただし、①地域における観光危機管理計画の策定補助については、都道府県が申請する場合、及び所在する都道府県が観光危機管理計画等を策定済み、もしくは策定予定と見なせる市区町村が申請する場合は補助率3分の2

対象者

- 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者
 - 観光地における店舗・事業所等を運営する者
 - 病院・診療所等を設置し、又は管理する者・地方公共団体
- ※詳しくは交付要領及び応募要領をご確認ください。

支援手続スケジュール

令和8年2月2日（月）
～令和8年9月25日（金）※17時必着
※予算がなくなり次第、予告なく終了

